

参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第三号

昭和五十六年三月二十五日(水曜日)

午前十時三十分開会

委員の異動

三月二十四日

辞任

大川 清幸君

補欠選任

矢追 秀彦君

出席者は左のとおり。

委員長

鳩山威一郎君

理事

中西 一郎君

松浦 功君

小谷 守君

多田 省吾君

小澤 太郎君

金丸 三郎君

田中 正巳君

名尾 良孝君

中村 禎二君

降矢 敬義君

片山 甚市君

福岡 知之君

宮之原貞光君

矢追 秀彦君

山中 郁子君

栗林 卓司君

衆議院議員

発議者

片岡 清一君

後藤田正晴君

国務大臣

自治大臣

安孫子藤吉君

政府委員

警察庁刑事局長

中平 和水君

自治省行政局選
挙部長 大林 勝臣君

事務局側
常任委員会専門
員 高池 忠和君

衆議院法制局側
第二部長 齋藤 義道君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(鳩山威一郎君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨二十四日、大川清幸君が委員を辞任され、その補欠として矢追秀彦君が選任されました。

○委員長(鳩山威一郎君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮之原貞光君 まず、政治活動のために使用する文書図画に関して、法案要綱を中心にいたしまして、二質問をしておきたいと思ひます。

事務所におきましますところの掲示できる立て札、看板の数の問題でございますが、政令で総数の範囲を決めると、こうなっておりますが、新聞報道によりまして、何か衆議院レベルのところと、与野党でこの中身について話し合ひができたように報じられておるのでございますが、具体的にその数について話し合ひができておるなら、まず明らかにしていただきたいと思います。

○衆議院議員(片岡清一君) いまの立て札、看板の数量規制の問題につきましては、衆議院の段階におきまして理事懇談会でいろいろ御相談をいた

しまして、非常にたくさん要望せられると、そこそ必要ないじゃないかという御意見といういろいろございました。しかし、大体候補者個人用としての事務所の十本、それから後援会として十本ぐらいどうだろうということで大體話が進展しておりますが、後援会用の分をもう十本ぐらいよいにしたらどうだ、したがうまして、全部で大体三十本か二十本かということ、いま話し合ひが進展しておりますのでございます。いずれ皆様方とも御相談をして決定をしていきたい、かように考えておる次第であります。

○宮之原貞光君 二十二日の一部新聞に報道されておりました倍にして二十本、二十本というの誤りなんです。大体いま御答弁のように十本、十本というところの線が通みおると、こういうふうにして理解してよろしゅうございませうか。

○衆議院議員(片岡清一君) はい、大体その線です。

○宮之原貞光君 続いて、法百四十三条の候補者の氏名または後援団体の名称を表示するポスターの問題でございますが、これは二月の十二日に衆議院で、いま御答弁いただきました片岡さんが表明をされたところの統一見解と申しますか、最終的なお答えですね。議事録によりまして、こう書いてあります。『シンボルカラー、シンボルマークは、候補者等の氏名、氏名類推事項または後援団体の名称には該当しないのが通常であると考えられる。候補者の似顔絵は、候補者の氏名類推事項に該当するとしても、単にそのみでは事務所、連絡所または後援団体の構成員を表示するためのものと認めることは困難であるから、一般的に言えば今回の改正による規制の対象とはならないものと考えている。もちろん、これらの文書図画が、掲示の時期、態様によっては事前運動の禁止規定に該当してくる場合があるか否かは別問

として、この中に問題につきましては、非常に先走った解釈をしておるのです。たとえば、いまお尋ねをいたしましたところのシンボルカラー及び似顔絵の問題でございますけれども、こういう解説をしておるのです。東京都選挙区が『シンボルカラー、シンボルマークのみのステッカーは、候補者等の氏名、氏名類推事項又は後援団体の名称とは一般的に考えられない。ただし似顔絵は通常氏名類推事項にあたるかと解されることが多い。』これだけつきりしておるのですよ。したがって、説明をされたところの都議会の諸君は、似顔絵はだめだというふうに理解しておるのですよ。

題である。』、このように答弁をされておるのでございませうが、それがこの法案の提案者の側の見解だというふうに理解してよろしゅうございませうか。

○衆議院議員(片岡清一君) そのとおりでございます。

○宮之原貞光君 この点、いよいよ法律が決まるとこれは自治省の所管になるのですが、選挙部長、そのように理解して間違ひございませうか。

○政府委員(大林勝臣君) 私どもも同様に理解いたしております。

○宮之原貞光君 実はここに東京都選挙管理委員会の出した参考資料というのがあるのです。これは「公職選挙法の一部を改正する法律案の内容について」というのです。私は法案の審議中にこういうものを東京都ともあるものが先走って配付するというのは、全く言語道断だろうと思つたのです。だからばくは、これはまさか自治省がサゼスチョンしたのじゃないと思ひますけれども、こういうことのないようにばくはやはり所管官庁はきちつと、中央選挙の所管はおたくなんですから、自治省なんだからきちつとしてもらいたいと思つたのです。しかも、この中身の問題につきましては、非常に先走った解釈をしておるのです。たとえば、いまお尋ねをいたしましたところのシンボルカラー及び似顔絵の問題でございますけれども、こういう解説をしておるのです。東京都選挙区が『シンボルカラー、シンボルマークのみのステッカーは、候補者等の氏名、氏名類推事項又は後援団体の名称とは一般的に考えられない。ただし似顔絵は通常氏名類推事項にあたるかと解されることが多い。』これだけつきりしておるのですよ。したがって、説明をされたところの都議会の諸君は、似顔絵はだめだというふうに理解しておるのですよ。

おかしいと言ったって事実そうなんですから、これはいまの答弁やら自治省の答弁と全く違うのだな。なるほどそれはそういうふうに類推されるかもしれないけれども、この法律の一番趣旨であるところの連絡事務所とかあるいは事務所とかあるいは後援会の会員で云々という問題が一番この条項の中心でしょう。だからこれは行き過ぎだと思ふのです。こういう解釈をして、次からはこうなりますよと言わねばかりの説明をしておるのです。これは明らかに間違いだと思ふますよ。どうですか、提案者は。

○衆議院議員(片岡清一君) 私はいまだそれを見ておりませんので、いまのお読みいただいた段階では、それは私が申し上げた統一見解とは違ふように思ふます。

○宮之原貞光君 ぼくはこれはひとつ選挙部長に指導してもらいたいと思うのです。私が読み上げるとどうかと思われまから、現物持っていきま

す。

○政府委員(大林勝臣君) 私どももこういうものがあつておるといふことは実は存じなかつたわけでありまうけれども、法律の解釈運用につきましては十分に国会の議論を踏まえた上で解釈をすべきものでありまして、少し早過ぎるなという感じは持っております。都道府県の方に、いまだどういふ経緯でこういうことになったのかたまたみてみたいと思ひますけれども、恐らく目の前に都議選が迫つておりますために、いろいろな注文があつたのではないかとこのように察せられます。それにしても、そういう大変大切な問題について御懸念がわくような解釈をするというのはいかかかと存じます。

先ほど御質問になっております衆議院の委員会におきます片岡委員の提案につきまして、その確認をされたわけでありまうけれども、片岡委員の御見解の中には、確かに似顔絵そのものは氏名類推事項に該当するとしても、単にそれだけではい

の御見解の中で、今回の改正には当たらないといひたしまして、その時期とか態様によりまして事前運動の禁止規定に当たるとはこれまた別の問題であるといふように仰せられておるわけでありまして、私どもも同じような考えを持っております。そういうことを恐らく頭に置いてこういう表現になったのであると推測をいたしますが、これは単なる推測でございますので、先ほどの御注意を承りましていただきたいと思います。

○宮之原貞光君 ばかに好意的に推測してありますけれども、その文書に事前運動云々と書いてあるならそれは推測になりますよ。あなたが

おっしゃることになりますよ。しかし明確に書いてあるんです。これは行き過ぎとは思ひだしたいと思ふんです。しかもいまから法案を審議するといふんでしよう。成立もせぬ前から、それは多数だから成立すると思つておるんでしようけれども、これぐらゐは国会におけるところの審議権を否定するものではないと思ふんです。そのことも私はきわめて大事だと思ふ。しかも内容も、国会の中で、いわゆる衆議院の中で意思統一されたところの問題と大分違ふものだから、私はやっぱり厳重にきちんと指導しておいてもらいたいと思ふんです。誤りのないように。よろしいですね、選挙部長。よいいなことはいらぬですから、やるかやらぬかというだけはいくらも言つてくだされ。

○政府委員(大林勝臣君) 承りました。了解いたしました。

○宮之原貞光君 次に、ステッカーの設例の問題について片岡さんは、スローガンと政党名だけのもの、スローガンだけのもの、政党名だけのものは、スローガンが候補者の氏名類推事項に当たるような特別の場合を除いて、公選法百四十三条十

四項の対象とならない。また、スローガンと候補者が記載されたものは候補者名があるので同項の対象となるが、一般的には、それが事務所もしくは連絡所を表示するものとは認められないから、今回の対象にはならない、こういう答弁をされておりますね。そのように理解してよろしうござい

ましようか。

○衆議院議員(片岡清一君) そのとおりでございます。

○宮之原貞光君 そこで、この件についてちよつとお尋ねしますが、スローガンが候補者の氏名類推事項に当たる特別の場合を除いてはと、その特別の場合というのはどういう場合を予想されておるんですか、あなたの答弁の中のいわゆる候補者の氏名類推事項に当たるような特別の場合を除いてはという意味は。

○政府委員(大林勝臣君) 委員長。

○宮之原貞光君 いや、ちよつと待つてくれよ。あなたが提案者じゃないだろう。そんなよいな

ところで出しやばつちや困るよ。

○衆議院議員(片岡清一君) 似顔絵が本人の類推する特別の場合という……

○宮之原貞光君 そういう意味じゃないですよ。このステッカーの問題で、スローガンと政党名だけのもの、スローガンだけのもの、政党名だけのものは、これらのものが候補者の氏名類推事項に当たるような特別の場合を除いては該当しないと判断しますと、こう言つておるんです。あなたが

お答えいただいた。

○衆議院議員(片岡清一君) それは事前運動に

連を上げておるのではないかとと思ひま

す。

○宮之原貞光君 いや、後刻でいいですが、それは私の質問が終わるまできちんとしておいてくだ

さいませんか。これは恐らく事前運動とは関係しないのではないかと私は判断します。これは、あなたが二月十二日の衆議院の公選法の委員会

で最後にまづお答えになったことを私は確

めておるわけですから、そこを後ほどきちんと

していただきたいと思います。

○衆議院議員(片岡清一君) スローガンの中に名前を類推するやうな場合がある、そういう場合には該当する、たとえばそういう意味をくんでおるわけでございます。

○宮之原貞光君 こういう場合にはそれには当

らぬのです。たとえば衆議院なら衆議院の選挙区で、その政党から一名しか立候補しておら

ない。そうすると、スローガンとか政党名だけのものは、すぐその候補者を連想させるわけだけれども、そういうものは当たりません。これはそういう意味じゃないですね、いまの御答弁から判断いたします。

○衆議院議員(片岡清一君) その場合は直接に推定といひますか、できない場合が多いと思ひます

ので、ばつとすぐわかるということでないと思ひ

ます。

○宮之原貞光君 はい、わかりました。

次は、ポスター掲示場に関する問題についてお聞きしたいのですが、それぞれ公職選挙法によつてポスターの枚数というのが限られておるわけですね。そこで、やっぱり問題は条例で掲示場を決めた場合、一投票区について五ないし十カ所というところになりますと、著しくやはり枚数が制限されてくるというところは、これは明白でござい

ますね。ちよつとこれは問題があると思ひますが、実情としてはどういうかっこうになりましよう。皆さん立案された場合にはどういふことを想定して、これとそれの問題は検討されていらっ

十月終選挙の掲示場から対比をしてみると、四千五百枚張れるけれども、しかしこれは個所としては千八百六十八カ所しか掲示場はなかったのだ、あるいは一般市の方は千二百枚だけれども、二百二十八カ所しか張れないのですと、こういうふうにかきわめて親切丁寧に答えておられるのですが、参議院でもやっぱりそういう親切さがあってもよろしいですね。もう皆さん一院通ったからあととはちやらんばらんでいいということでは困ると思いますよ。その点をやっぱり十分配慮してお答えいただきたいと思います。

それで、私がここでお尋ねしたいのは、大体投票場掲示場の個所から見ると十分の一ぐらいになるのです、決められたところの枚数から見ると。しかし場合によっては非常に極端に少なくなるところもあるのです。たとえば東京の三多摩の秋川市の例などを見ますと、千二百枚張れるのだけれども五十一カ所しかないのです。これはやはり大変な圧縮になってくるのです。いわゆる選挙民にできるだけポスター、いろんなものを通じて名前を告知してもらい、顔も知ってもらい、こういうやはり公職選挙法の選挙運動のたまえから見ると、私は著しく制約を受けると思うんですが、この点どうお考えになりますか。

○衆議院議員(片岡清一君) 大体この義務制といいますが、市町村、府県においてそういう特定の場所に制限するという義務制のものをやるかやらぬかは、これはそれぞれの条例によって決めるのであります、それから、この義務づけの掲示場の設置数につきましては、選挙人名簿登録者数と面積によって異なりますので、厳密な比較は困難でありますけれども、強いて比較いたしますと、五十四年十月の総選挙の際設置された義務制掲示場の数と選挙運動用ポスターとの関係は、大体指定市で長の場合には……

○宮之原貞光君 それはもういいですよ。さっき私の方から指摘してあるわけですから。
○衆議院議員(片岡清一君) ええ、お話のあったとおりでございます。

そういう場合には、義務制掲示場の設置数は指定市の長の場合には千八百六十八、それから議員の場合には一区当たり百六十八、それから指定市以外の市でございまして二百二十八であり、町村の場合には六十一、こういうふうになるわけであります。

○宮之原貞光君 私は数を改めてお聞きしておるのじやないのですよ、もう議事録で拝見いたしましたから。問題は選挙運動あるいは選挙活動の自由というたてまえ、できるだけポスターというものを目いっぱい張らして、選挙民にやはり理解してもらおうというのが、これは本質ですから。著しくかけ離れておる、大体十分の一でしょう。そういうことは非常な拘束ということになりやしませんかと。しかもこれはただし書きとして、五カ所ないし十カ所の場合も、特別の事情のあるところは数を削減してよろしいというふうに出ておるわけですね。また減らすことができないというのですよ。しかも選挙部長の答弁を記録で見ても、今日では、特に都市部あたりは掲示板をつくる場所を設置するのでさえも非常にむずかしい、こう言っておられるでしょう。すると、仮にもう設置場所が見つかりにくいからというので、特別の事情だというふうに解釈をされるとするならば、ますます百四十四条一項の第二号、三号にありましますところのものと非常な隔たりが出てきまします。これでは一体どうかというよりは疑問を持つのですよ。その点はどうお考えになりますかというのを私は聞いておるのです。

○衆議院議員(片岡清一君) これはあくまでその市町村、府県の条例によってそれぞれの実情に即したように考えながら、それができるとい判定のときに初めて条例によって決められるわけでございますから、それがどうも不適当である、数が少ないという場合は、従来どおりにやっておいていいわけでございますから、それは私は大した問題じやないのじやないかという気がいたします。

○宮之原貞光君 任意制だからということでお逃げになるだろうということは想定はしたのです

が、しかし、普通それぞれの地方自治体というのは、大体法律で一つの方向性が出るとみんなまねしたがるのです。先ほどの東京の例じやないですけれども、先走ってまねするのですよ、えてして、もう法律ができる前から。ですから私は、この判断というものを、それは市町村が決めるのだから御随意にということだけでいいのかどうか。選挙の自由あるいは公職選挙法の趣旨というところから見ると、むしろ、掲示場の確保もむずかしいところあたりは、特例ということで減らすのじやなくて、こういう場合には条例化しない方が望ましいとか、あるいはまた、条例で設置をする場合は、可能な限り千二百枚とか五百枚という限られたところの敷に近づけしめるような設置場を積極的につくって、五ないし十なら十ということにめどにつくれば、五ないし十なら十というのをめどに方向だと思ふんです。その点、この法律が通るとすれば、ぼくは当然自治省はそういう指導があらってしかるべきだと思ふんですが、選挙部長どうですか、この面は。

○政府委員(大林勝臣君) 今回の改正の内容は、宮之原委員も十分御承知のように、現在の衆議院でありますとか参議院の地方区でありますとか知事でありまして、この三つの選挙についてとらえております義務制ポスター掲示場と同じような考え方がとられておるものと理解しております。現在の義務制ポスター掲示場におきまして、しかば具体的に個々の投票区にだけだけの数を設置するということになります、いわゆる五カ所ないし十カ所の範囲内で有権者数とそれからその面積、この両方の基準で五カ所であるとか六カ所であるとか七カ所であるとかいうことが決まっておるわけでありまして、今回の改正におきまして改めて政令で同じような規定を私どもは置きたいと考えておるわけでありまして。

この場合に、まず御質問にございました特別の事情がある場合には減少することができるとの理解しております。この特別の事情というのは、御承知のように、全く選挙管理委員会の張り場所がむずかしいとかいうような事情ということではございませんで、もっぱら地理的な交通上のという物理的な事情、たとえば島であるとかあるいは湖が面積の中の大部分を占めておるとか、山が大部分を占めておるとか、こういうような非常に面積基準だけでは考えられない特別の事情がある場合に減数をしておるわけでありまして。したがって、今回の提案されました法律が通りましました場合に、選挙管理委員会としては従来の義務制ポスター掲示場におきまして扱いをそのままやっていたらどうかということになります、先ほどお述べになりましたように、せっかく五カ所ないし十カ所というふうに決まっておるのでありますから、従来同様都道府県あるいは市町村に對しましても、そういった数の確保の趣旨が損なわれないように指導してまいりたいと考えております。

○宮之原貞光君 私が言っておるのは、すでに千二百枚、五百枚と片一方で決められておる。ところが、掲示場はきわめて数が限られる。しかも、あなたの答弁にもあるように、都市部ではなかなかもう見つけることは困難だということになってしましますと、勢い五ないし十が五に集中するのです。あるいはまたただし書きを採用して四カ所とか三カ所を採用したがるものですよ、これは経費もかかることだから。そういうふうになりますと、一番選挙の基本的な大事なポスターを可能な限り決められた範囲で配って、皆さんの目に触れることによって有権者に判断してもらおうという趣旨と全く違ってくる。恐らくこの理由は、美観を損なうとか何とかという皆さん口実でしょうけれども、しかし、そのことを主体に置いて本質的なものが死ぬようなことになっても私は困ると思うのです。それで指導の腹構えとしての私は姿勢を聞いておるんです。当然ぼくは自治省としては安易にただし書きを採用するとか、安

特別の事情がある場合には減少することができるとの規定があるのを受けておつくりになったものと理解しております。この特別の事情というのは、御承知のように、全く選挙管理委員会の張り場所がむずかしいとかいうような事情ということではございませんで、もっぱら地理的な交通上のという物理的な事情、たとえば島であるとかあるいは湖が面積の中の大部分を占めておるとか、山が大部分を占めておるとか、こういうような非常に面積基準だけでは考えられない特別の事情がある場合に減数をしておるわけでありまして。したがって、今回の提案されました法律が通りましました場合に、選挙管理委員会としては従来の義務制ポスター掲示場におきまして扱いをそのままやっていたらどうかということになります、先ほどお述べになりましたように、せっかく五カ所ないし十カ所というふうに決まっておるのでありますから、従来同様都道府県あるいは市町村に對しましても、そういった数の確保の趣旨が損なわれないように指導してまいりたいと考えております。

易に五カ所にするというようにならないように、最大限これが生かされるような形でやるというのが、これは行政の指導の姿勢じゃないでしょうか。そういう考え方がありますが、ないですかというのをあなたに聞いておるんですよ。それを明確にお答え願いたいんです。

○政府委員(大林勝臣君) もちろん指導に際しましては御趣旨を踏まえていまでも指導してまいったところでありますし、今後ともできるだけ数の確保については指導してまいるつもりでございます。

○宮之原貞光君 その点を私はきちんと念を押しておきますよ。いわゆる角をためて牛を殺すような愚かなまねだけはやめてもらいたいと思うんです。何でも管理さえすればいい、統制さえすればいいというんじや選挙じゃありませんからね。本来選挙運動というのは自由なんだよ。けれども、やっぱり一定のルールを設けなきゃならないというから、いわゆる最大公約数のルールをつくるわけなんですから、それを逆に皆さんが考えになるとするならば、これははなはだしという意味なんです。それだけにその点はおくれぐれもひとつ留意しておいてくださいよ。

私はまたそれだけじゃないと思うんですよ。たとえば市町村の議員定数は御承知のように、人口二万から三万までは幾ら幾らとずっと限られていまして、そのなりの、十五万から二十万ぐらいの都市では四十人です。これは二月の大分市議会の選挙の実例を見たんですが、これは定員が四十八人なんです。ところが、これ五十五、六名ぐらゐの立候補者があつてにぎやかにやつておりました。仮にこの法律の通りにやるとしますと、一つの個所に五十五、六名の候補者の掲示板をつくらなければならぬのですが、そういうこと実際上できますかね。その場合はどうなんですか。やっぱりそれでもしうがなという考え方は、ちよっとお聞きしますけれども。

○衆議院議員(片岡清一君) いまお話しのような場合、これはいろいろ実行上相当むずかしい場合

も出てくると思います。各市町村なり府県はそれぞれやっぱりそういうことを考えながら、義務制ポスター掲示場の制度を採用するかしないかを決めることになると思いますので、その点は立法の考え方、趣旨というものはどこまでも金のかからない選挙にしよう。そしてまたいまま先生もさっしゃつたように、余りあつちもこつちもたたくさんというポスターが掲示されて、そして美観を損ねるというふうなことにしてもやはり公益上の配慮を必要とする、こういう立場から採用する場合にこういうことになる、こういうことで採用するかしないかは、それぞれの公共機関が条例で決めると、こういうことになるわけでございますから、この点は何とかうまく運用できるのではないかと考えております。

○宮之原貞光君 皆さんはうまく運用できるじゃないかという期待ですが、これは選挙実務者から見れば大変ですよ。しかも私がいま指摘したところから見ますと、政令都市一歩前のところあたりの五十万都市、四十万都市、七十万都市となると大変なことになるんですよ。しかも都会地にいけば、選挙部長の答弁のように掲示する場所を見つけないことさへ大変でしょう。それを一つのことろに五十名から六十名張れというのは実際上できませんか。これは全国区のように小さなやつじゃないんです、ポスターなんだから、決められておるところの。これは大変なものです。それを皆さんうまくやるだろう、うまくやるだろう。またやっぱり公職選挙法というのは実際的でなければなりませんからね、少なくともうまくやるだろうと言つたつて、これはだめなんです。できないんですよ。それでもやれというのを、これは法律が通つたら選挙部長指導するんですか。あなたの指導の心構えとはどうですか。無理してでもやれというんですか。そういうところはまあええの判断に任すと、条例化しようがどうしようが任すと、こういう指導するのか、どっちです。私はそれ聞きたいね。

○政府委員(大林勝臣君) これは今回のポスター

掲示場につきましても、いわゆる義務制と同じようにするかどうかはその地方団体、地方団体の条例で決めることになっておりますので、全くいま仰せになりましたようないふような問題点が議論になると思います。そういう議論を経た上で、これを採用するかどうかは全く地方団体の任意に任せしかりべきものと考えております。

○宮之原貞光君 それは法律上はそうなっております、法文上は。自治省としてはどういふ心構えでやるんですかと云つておるんですよ。それは指導だから法はこう書いてあつても、断固としてやれと言ふのか、そんな無理はせぬでもいいぞと言ふのか。

またあわせてあなたにも聞きたいんだけど、これは相当の費用がかかるんだから特別交付金でもやるつもりかね。そこまでちよっと聞きたい。

○政府委員(大林勝臣君) これはあくまで地方団体の任意でお願いしたいと考えております。

なお、費用につきましては任意制ポスター掲示場につきましては従来も制度があつたわけでありまして、この任意制公営につきましては交付税に乗りかたにいくものでありますから、従来地方団体の独自の経費でお願ひをしておるところでありますし、今後ともさようにならざるを得ないと思います。

○宮之原貞光君 そこで、私はこのポスターの問題非常に無理があると思うんです。だから、うちの党としてはこれはある程度整理するというのもわかるんです。大体県議会とか政令都市ぐらゐにこれを決めて、あと市町村以下はそのまま野放しにするのが一番現実的な処理の方法だと思ひます。社会党としてはそういう修正案、考え方を示す。社会党としてはどうですか、いま現実的にそういうことはできないんだから、ここで提案者の方もそこそこは常識的に判断されて、そうしようというわけにまいりませんか。

○衆議院議員(片岡清一君) 現にこの任意制の形式を条例によって決めて実行に移しておる市町村

もあります。したがって、これはどこまでもそれぞれの任意に任してあるわけでございますから、委員のおっしゃるような心配は余りないんじゃないか。むしろ、こういう道が開けることによって、やはり金のかからない選挙に一步踏み出すところも非常に多いんじゃないか、こういうふうに思ひます。

○宮之原貞光君 あなたは実際に地方の選挙御存じかどうか知りませんが、やはりこれは非常な無理があるんですよ。だから、そこはそういうことないといつたつて、これは水かけ論かもしれないけれども、現実にはそうなりますから、これはあなたの方先ほども言うように、何とかして制限しようとはかり考えるからそうなるんですよ。可能なりやっぱりいいてころ、自由満ちにするところはさせながら、また一定のルールをつくるという立場に立つならば、一つの限界というものは私は設けるべきだと思ひます。これは意見が違ふならそれでいいでしょう。しかしながら、これは必ず問題が起きるといふことだけは言つておきますよ。

引き続きまして、街頭演説、同政談演説に関するところの百六十四条の六に新しく三項設置するところの問題ですが、御承知のように現行法では午後八時から翌日の午前七時までの間は禁止をされておる。さらに学校及び病院等の周辺における静穏の保持に関する規定があるわけでございますが、ここに言う「同一の場所」における長時間の演説はしないようにという新しい設定の問題ですね。これは片岡さんは衆議院の段階ではこうおっしゃつておられますね。おが党の堀岡君に対して答えておられますが、条件によつて一概に言えぬが、普通一時間ぐらゐが常識であります。たとえば、政党的党首が来て演説をする場合はそうやかましく時間に区切りをつけなくてもいいし、一方、朝の駅前における演説等は、お互ひに話し合つていくというこ等、弾力的にこれは運用したらどうだろうか、これはあくまでも訓示規定なんですよ、こう御答弁しておられるわけですよ。

が、このとおりに理解してよろしうございますか、どうですか。

○衆議院議員(片岡清一君) そのとおりに思っております。

○宮之原貞光君 これ法律ができますと、警察庁あたりでまたこれを見ようと思ふんだと思うんですが、警察庁の方来ておられますか。

○政府委員(中平和水君) はい。

○宮之原貞光君 これはやはりそういうふうな弾力的な運用ということをお考えで皆さんはこの法の運用の問題に検討しようとお考えなんですか。それとも、もう時間が来たからやめると、こゝろわんわん言うんですか。

○政府委員(中平和水君) 御案内のようにこれは訓示規定でございます。したがって、私どもの取り締まりの対象になるものではございません。

○宮之原貞光君 いや世の中には、警察がやめさせるんだという宣伝ビラも大分ありますから、私は念のために、やっぱりきちんとしておきたいと思うから尋ねるんですが、おたくの守備範囲じゃないですね、訓示規定ですから。

○政府委員(中平和水君) 取り締まりの対象ではございません。

ただ、具体的問題で、これは結局警察は世の中のごみ掃除みたいな仕事をするわけでございまして、現実には私どものところに相談に参るケースはあろうかと思いますが、そういう場合に、あくまでもこれは罰則もございせんし、私どもの方で一応何といいますが、若干のお世話を申し上げるとか、その限度にとどまるわけでございまして。

○宮之原貞光君 世話というのは、おいこらじやなくて、たとえば同じ場所にたくさん行きたいんだと言われたときにその調和を図る、調整を図ると、こういう意味でしょうね。

○政府委員(中平和水君) まさにその限度でございます。

○宮之原貞光君 次に、問題の拡販車の使用問題について若干お聞きしたいと思うんですが、政党的機関紙の普及宣伝活動というのは、政党にとつては基本的な活動の一つなんですよ。選挙時であるうと通常であるうと、これはやらなきゃならない活動です。特に機関紙の場合は、これは経済活動でありまた商業活動なんです。それをなす選挙期間中だけとめなきゃならぬのか、いろいろ答弁されておりますけれども、どうもわからない。やかましいから、騒音になるからやめろんだと、こういうような話みたいですが、どうも納得できません。ちよつとわかるようにきちんと言ひしてもらいたいと思うんです。

○衆議院議員(片岡清一君) 機関紙の拡販車というものは、本来はやはり機関紙の拡販宣伝のために使われるものであります。ところが、これが台数にもちろん制限はございせんし、最初は機関紙の宣伝として使われておったわけでございまして、だんだん選挙運動が熾烈になるに従つて、その拡販車が台数に制限がないという事で選挙運動に使われる、選挙運動に紛らわしいことに使用せられるという事態が出てまいりましたので、そしてそのために、いまのお話のように騒音をまき散らすというような公共の福祉の立場から考慮しなければならぬ、かような段階になりましたので、お互いに話し合つてそういうものをなくしていこうと、そして本心に公正な、そして一定の秩序を保ちながら選挙運動をやるようにしよう、こういうこととでこういう規定をつくろう、こういうことになつたわけでございまして。

○宮之原貞光君 恐らくいまのお話を詰めてみますと、いわゆる機関紙拡販車が連呼行為をやつて、それで騒音はやかましくなるし、違法行為もやつておるからだというお話なんです。それなら連呼行為をやめさせればどうですか。いわゆる世界でも有数な日本の警察力をもつてすれば、連呼行為をするのはびしっととめることができるんじゃないんですか。しかし、それがあからうといつて、みんなこれはだめだというのは、ちよつと

これまたいかかと思ひます。理解できませんが、そういう方法をするとか、あるいは各党間きちんとしたところの申し合わせをし、これに違反したらどうするとかお互いのペナルティーをつくらうとか、そういうことにこれはできませんか。これはどうですか。

○衆議院議員(片岡清一君) 従来の実態から言ひまして、そういうことを警察の取り締まりで抑えていくというふうなことはなかなかむずかしいです。また選挙の明朗化の立場からいいますと、選挙運動を明朗にするという点でどうかと思ひます。したがって、やはりここでお互いに共同の土俵をつくつて、そしてお互いに遠慮し、そして正々堂々とやれるところは申し合わせによつてやつていこうと、こういう規定をつくるために話し合ひをしたわけでございまして。

各党からもいろいろの御意見が出、われわれの自由民主党の制度調査会でもいろいろ検討をいたしました結果、これはぜひひとつ規制をしてほしいという声が非常に大きく出てまいりましたので、いま申し上げたような趣旨からこういう規定をつくつた次第であります。

○宮之原貞光君 そうすると、これが通りますとどうなるんですか。選挙中といへども、機関紙の配布とかいろいろなのは読者がおるわけですから、これは商行為としてもやらなきゃならぬものですよ。そうすると、やっぱりそれを運搬するためには、これは車が必要なんです。これもだめだと言ひますか。そういう理屈になるんですか。

と云うんです。うちの党あたりはそれぞれ末端の党員とかあるいは市会議員、町会議員の皆さんが、自分の車にいつも「社会新報を讀みましよう」といふはち巻きをしておるんですよ。やぐらともいいます。はち巻きをして、それをやつぱり朝すつと一戸ずつ配つて歩いておるんですよ。これは声を出さうか出さないか、こういうことまで結局できないということになるんですか。それは困るから、その期間中は庫の中へ締めておけと、こう言うん

ですか。これはわが党だけじゃないですよ。おたくの方は「自由新報を讀みましよう」と、こういうのは巻きをたくさんやつておるし、あるいは共産党は「赤旗を讀みましよう」というのはたくさんあります。けれども、やつぱり小さな車につけて配布活動やつておるんですよ。これもできないということになるとするならば、政党の日常必ずやつておるところの機関紙の配布活動もストップされるということになりかねない、特に都会地ではですよ。それは地方へ行きますと自転車ですて歩くのもありましようけれども、これもだめになるんですか。もう具体的に聞きしますが、どうします、それは。

○衆議院議員(片岡清一君) 最初にお話のありましたような純商行為といひますか、新聞を甲のところに乙のところにへ輸送するというようなことに使われるものは、私はこの規制の範囲外のものである。ただ、しかしそのときに、はち巻きを大いに見せびらかすために、あちらこちらとわざと遠道をして輸送をやるというふうな段階になれば、これはやはり余り好ましくないからと、こう思うわけですが、そうでない本当の輸送のためのものは、それはちよつと差し支えないものと考へております。

○宮之原貞光君 遠道かどうか、それはわかりません。あなた、これぐらゐガソリンの省エネルギ時代になると、わざわざ遠道をして配つて歩く人はいせんよ。皆さんがここで禁止しておるのは、その政連カード物をわんわん言つて連呼みたいなことをしたり、あるいは「社会新報讀みましよう」と、こう言つて歩くのは困るということでしょう、こゝで言われておるのは、だとすれば普通の商行為、当然これは選挙活動中とはいへ配つて歩かなきゃならぬのですからね。これは許されてしかるべきだとあなたの答弁を私は理解いたしますが、それでよろしうございませう。

○衆議院議員(片岡清一君) いま宮之原委員がおっしゃる通りに純粋な輸送のため、そういうものである場合は規制の範囲外であると思ひます。し

範囲のものをうんと広げるといふのが原則だね。ただそのルールが余りにもこれもおかしくもあかんというところで、管理を何とか取り締まるといふことだけが先行しちゃったんでは、私は公職選挙法というものが泣くと思うんですよ、意味ないと思うんですよ。そこらあたりの基本的な物の考え方というのが、やはりびしょとしておらぬじゃないか。したがって、皆さんが公選法の一定のルールという問題の基本的な考えがそうだとおっしゃるなら、そういう立場に立つて行政府を指導してもらいたいと思うんですが、その点はどうかでしょう。これは選挙部長と刑事局長にそれぞれお聞きしたいと思うんです。

○政府委員(大林勝臣君) 先ほどから拡声機についての御質問があるわけでありまして、私どもは当然法律の解釈運用をいたします場合には、常にその立法の趣旨、そういうものに基いて解釈運用をしております。今回の改正案についての立法趣旨も、先ほど提案者の方からいろいろのお述べになっておりますような趣旨のものと了解いたしておりますし、そういうことを前提として本来活動は自由である、自由であるけれども選挙運動と紛らわしいというものをこの際改めて規定をしたものである。したがって慎重な解釈運用を期するべきだ、こういうふうな考えでおりますし、また今後もそういうような姿勢で解釈運用をしてまいりたいと考えております。

○政府委員(中平和水君) 私どもの基本的な違反取り締まりに対する姿勢につきましては、従来から政治活動の自由あるいは選挙運動の自由を最大限に尊重しつつ選挙が公正に執行されていくよう、私どもは取り締まり機関として取り締まりの公正を図っておるわけでございまして、今回の法改正につきましても、国会の論議を十分踏まえまして適正な運用をしてまいると、こういうことでございまして。

○宮之原貞光君 まだそこらあたり聞きたいんですが、ちよっと時間の制約もありますので、次に移りたいと思います。

連座制の問題、これ当初自民党自身も同居親族については意思を通じ云々という、それなしにやろうと考えられておったんじゃないですか。それがこういふような案となってきたておるのは、これは新聞も指摘するように、著しく後退しておると思うんですが、そうじゃございませんか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) その点は、実は私自身が積極論者であつたわけでございます。そこで、やはり推定規定を置きまして、そして何といひますか意思を通じていない場合でも連座制を働かしただろうかと、こういうことの議論、私初めあつたわけでございます。しかし、同時にこれに対する反対意見としまして、今日の選挙運動の実態、親族といへども選挙総括主宰者、こういったものとは違つて、選挙の実態を取り仕切つておるというわけではないではないかと、同時に今日の家庭関係、これは大変複雑だと、そこで親族といへども逆の面が出てくるおそれがあるんじゃないかといふたような実例等の指摘もあり、いろいろの反対意見がございまして、同時にまた、一番厄介な問題は意思を通じてないという場合に制裁規定を置くということ、やがてましく言へば今日の憲法の規定に照らして一体どうであらうかと、制裁規定のあり方としてそれは無理なんではないかといふたような基本的な法理論の展開もございまして、いろいろ検討の結果、今回はやはり見送らうではないかといふことになつたわけでございます。

しかし、連座制を強化するといふことも一つの世論の動きの中にあるわけですから、従来のままといふわけにもいきまいと、ならばやはり同居外の親族について多少の連座規定の拡大といふことも世論にこたえる意味ではないのかといふたようなことで、今日の御提案申し上げてあるような案に落ちついたといふのが党内の議論の経過でございます。

○宮之原貞光君 後藤田さんのいわゆる現在の刑罰規定のあり方が、意思なき者もという推定規定を置いて罰するといふことは問題があるという議論が起きた云々と、これどうしても連座制の物の

考え方からいけば理解できないんですよ、端的に申し上げて。これは同居しなくても意思を通じているときはというのなら、同居しないときでもしたときでも意思が通じておらないといふかつかうでみんな逃げる。これはさる法だと言われるところはそのそこにあると思うんですよ。現に選挙部長も二月の十二日の衆議院の委員会のこの問題の中では、連座制の要件というものを説明をしております。私はこのことが正しいと思うんですよ、その要件が。だとすると、答弁にも明らかなように意思を通じて云々といふのは、明確に意思を明示することであつたわけであつて、選挙をやつていふことは同じ屋根の下におればわかるわけなんですから、それさえも連座制の一つの条件だといふこの物の考え方から見れば、あえてこういう後退をしたさる法だと言われぬような措置をするといふのが当然ではないだらうかと思うんですが、どうなんですかそこは、後藤田さん。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 意思を通じておる、あるいは通じてないといふことは、これは連座制が働くのは、御案内のように、買収あるいは選挙妨害という実質犯で禁錮以上の執行猶予のつかない刑を科せられた場合といふことになつておるわけですが、当該行為自身について意思を通じておれば、これは共犯ですから問題になりません。そうでなくて、この意思を通じておるか否かといふことはもう少し広い概念ですね。だから単におやじが選挙に出ておるといふことを知つておつたといふことだけで意思を通じておつたんだと、だからこれは連座制を働かせるんだといふことについては、制裁規定としてはいささかこれは行き過ぎになりはしないか、ここが一番の法律上の論点であつたわけでございます。そこがやはり制裁規定のあり方としては無理であらうといふのが大方の議論となつて今日のような提案になつたと、これが経緯でございます。

○宮之原貞光君 もう一つは、本改正条項から見送られておりますところの戸別訪問の問題でお聞きしたいんですよ。この問題は本委員会でも再々議論をされてまいつたところの問題でございますし、公職選挙法に関する要項事項として都道府県選挙管理委員会連合会からもやはりこれは出ておるんですよ。戸別訪問の自由化はもうすでに世論となつてゐるんだからやつてもらいたい。けれども、こういうものは役に立って、たとえばほかのものをやると、これがあつたからやつたんだといふのが皆さんの理由だけれども、肝心なめもののは取り上げぬで、ばくちから言わすと、これはまたこう逃げられてゐるんですよ。しかも、議事録を拜見いたしますと、戸別にすれば、なれないから大変だとか費用が莫大なものになるとか、規模も人をみんな動かすんで大変なことになるといふことで、いわゆる戸別訪問といふものを今度の条項から外しておるんですよ。しかし、戸別訪問の自由化といふ問題は、有権者が一番選挙といふことについて訪ねてくるということ、身近に顔も見、意見も交換することによつて物の考え方もある。これはきわめて私は大事なことでと思うんですが、それをあくまでもだめだ、だめだと固執されるところのゆえんが私どもはわからない。しかも、御承知のように九つの下級裁判ではすでに憲法違反だといふ判断が示されておるんですよ。どうですか、今度の法案には間に合わないにしても、次ぐらにはこの問題について積極的に出していくような意思はございませんか。

これはひとつ後藤田さん、答えてくださいよ、あなた一番やはり関係者だから。○衆議院議員(後藤田正晴君) この問題も、実は党内ではいろいろ議論が否否ございました。選挙法といふものはできるだけ安定した方がもちろんいいわけなんですけれども、しかし、さればいつて理想を追つておればいつまでも改正はできないじゃないか。だから、みんなで話し合つてできるものから、目に余るといつたようなものからやつていこうといふことで、今日の御提案を申し上げてゐるわけですが、この戸別訪問の問題は、これはまた私は積極論者なんです、これはやはり選挙が、従来の日本のあり方はあり方として

も、大変な人海作戦の選挙になりはしないか。ことに今日電話作戦というのは認められておりますね。ところが、御案内のように電話も余り頻繁にかけると大変な迷惑をかけるわけで、これが戸別訪問ということになる、なるほど時間等を制限すればいいじゃないかと、こういう議論もあつたんですけれども、これは大変な選挙の実態になつて、投票をする人、選挙人に対して大変な迷惑をかけるおそれがあるんじゃないかという強い反対意見も出たわけでございます。同時に、若い方、それからお年寄りの方、中年の方によつて戸別訪問の問題だけは議論がみんな分かれてくるというふうなことで、結論を得なかつたというのが実態でございますが、しかし、この問題は重要な問題でございますから、今後党内でも十分議論をし、また各党とも御相談申し上げて、これは検討事項であるということで御了解を賜りたいと、かように思います。

○宮之原貞光君 いろいろ問題についてはいろいろなデメリットもあることは事実ですけれども、そればかり心配してたら改革は一つもできぬ。何もあなた、夜中じゅう戸別訪問許可と書かぬでもいいわけなんですから、それは一定の常識的な範囲の中というものを考えてもいいわけですから、この問題はこれぐらいもう世論化されてるところの問題ですから、積極的にやっぱり考えていただきたいということを、この機会に申し上げておきたい。

なお一つは、これは三月二十日の朝日の報道ですけれども、自民党では立会演説会を廃止をする、制限をするということが検討されておるんですか。これまた私はおかしいと思う、事実だとするならば、まあ選挙制度調査会で議論をされておると大々的にトップで報道されておるんです。これは事実だとすれば、私は時代逆行もはなだしいと思うんです。何でもかんでも制限することが公選法の仕事だと、先ほど来何回も言うようにね、それは非常に形骸化しておるとか、応援合戦になつておるとか、いろいろやっぱり問題点ありま

すよ。それはしかし除去していきやいいんであつて、だからこれも廃止するというんじや、ますます国民に知らしむべからず、投票だけ入れろというのを押しつけるみたいなのですよ。本当にこういうことを検討されておるんですか、どうですか、ちよつとお聞きしたい。

○衆議院議員(後藤田正晴君) それも議論が出ておることは事実でございます。しかし、同時にまた立会演説というものの中身を、いま御案内のようにならぬ形骸化し、ことに、私の立会の際に私の応援者ばかりが来て、それから片岡さんのときになつたら片岡さんのばっかり来て、それが入れかわるといったようなこと。ことにまた、選挙区によるとまきり聴衆が来ないといったようないろいろ形骸化しておりますから、そういう観点から、何かこれにかわる有効な、たとえばテレビの活用であるとかそういうような方法がありはしないのかといったような議論があるわけですね。

また同時に、いまのままとしても、形骸化しているものを何か有効にこれを活用していく方法がありはしないのかといったことを検討しようではないかということが実態でございます。廃止してしまおう、もう廃止して、あとはもう何もかわりのものはないんだといったようなことではないと、かように御理解をしておいていただきたいと思ひます。

○宮之原貞光君 ひとつ、制限制限だけじゃなく、時には自民党としてもほめられるような広げること、ひとつは問題点として出しておいでくださいよ。買収だけ広がったんじやこれは困りますから。

それで、次は全国区制の問題についてお聞きしておきたいんです。自民党のまとめたところの参議院制度の改革案というのは、言われておるところの拘束名簿比例代表制、一票制ですか、これを拝見をいたしますと、どう言われようとかやはり憲法上に疑義があるんです、憲法上の問題として。

同時に、これは与党自民党だけが絶対有利になるようなきわめて党利党略的なものにおののきもの、こつと言わざるを得ないんです。この種の問題はやっぱり議員の身分にかかわるところの問題ですから、基本的なルールの問題なんだから、他党の意見も聞きながらまとめるというならいざ知らず、自分たちで決めて、これを今度の通常国会に出すんだというところの大アドバルーンを上げられる。一体これはどういふ魂胆なんですか。数を絶対持っておるから、数でもうこれを押し切つていくんだという考え方なんですか。あるいはどういふことでこういう非常に問題の多いものを出されておるんですか。そこらあたりひとつお聞きしたいんです。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 今日の全国区制が、これはまあ残酷区であるとかいろいろ議論が出て、何らかの改革を要するではないかと。候補者にとつてもそうだし、同時に選挙人の立場に立てば、百名以上の候補者の中からどれがいいのか、選択が実際はできないじゃないかと、いろいろ批判があることは、これは御案内のとおりでございますから、やはり根本は二院制のもとにおける参議院のあり方、従来から全国区の方が百名ばかり出ていらつしやいますか、こういふ方を選び方として、ひとつ何といひますか、平たく言えば出たい人よりは出したい人といったような方に出やすくなるような選挙制度に改めるというのがいいのではないかと、こういうことで、自民党の中でもいろいろ検討して、今日拘束名簿比例代表制というものを導入しよう。つまり、現在ある地方区の選挙と全国区の選挙は、これは一本の参議院選挙ということにして、そしてその中で、各都道府県を選挙区として出てくる人と比例代表で出てくる人と、この二つの議員で参議院議員を選んできよう、こういうことに今日なつておるわけでございまして、もちろんこの案は、自由民主党が多数を取っているから、何でもそれでやるんだなんて考えておりません。これはまず自由民主党の中で、ことに参議院でまずお考えを願

つて、その上でさらに自由民主党として検討もし、おおむねの結論が出れば、その段階で野党の皆さん方とも十分お話し合いをした上で、何といつても土俵づくりの問題でございまして、できるだけ多くの方の御賛同を得て、その上で改正をいたしたいと、かようなことでございます。

なおまた、党利党略ではないのかとおっしゃいますが、私別段この制度、いま自民党の案で党利になるとは考えておりません。むしろ社会党の党利になるんじゃないかというぐらひに私は考えておるわけでございます。

そこで、そのやり方の際に一番問題になつたのは、やはり憲法違反の問題が出やしないかということでございますが、私は実は憲法違反とは全く思っておりませんが、しかしこういう制度改正の際に、それはたとえ憲法違反にならなかつた、憲法違反になるではないかという議論が出ることは好ましくない。できるだけそういう議論の出る余地のないような制度にしたらどうであらうかというふうなことで、いろいろ自由民主党の中で検討して、ほぼ今日選挙制度調査会としては結論を得て、これから先の扱いというものは党内でのいろいろな上級機関への説明、理解を求め、同時に野党の皆さん方にも御相談をして、直すべき点があれば直そうという一つの任を選挙制度調査会長にお任せをしてあるというのが今日の段階でございます。したがって、これを今後国会にどのような形で提案をしていくのかということ、党の最高幹部の方で御判断になり、同時にまた、野党の皆さん方とも御相談をした上で取り扱ひが決まってくるものと、かように考えておるわけでございます。

○宮之原貞光君 私は、この問題で時間をかけて多く議論しようと思つていませんが、意見だけをきらつと申し上げておきたいと思ひます。地方区を選挙区と呼び、全国区を比例代表区と、こつ呼ぶんですね。こつ呼ぶおたくの案は、二つの構造の異なる選挙を一つの選挙で、一票で片づけようとするところにどだい私は無理がある

と思うんですよ。あなたは、憲法上は絶対疑義は残らないとおっしゃいますけれども、これはどう見ても憲法上の疑義が付きまといんですよ。これはいまマスコミのいろんな論調見たって、やっぱり指摘しておるじやありませんか。特に四十三条の問題、憲法の。もう一つは、法のもとに平等だという十四条の問題ですね。ただ、後藤田さんの衆議院におけるところの答弁を拝見してみますと、いわゆる憲法第四十三条にかかわるところの問題については、それは憲法制定時に間接選挙もあり得ると言っておるんだからこれは違反でない、というふうに言っておりますが、それはやっぱり疑義が残るんですよ。特に法のもとに平等という十四条から見ますと、どう説明されてもこれは理解できないんですよ。たとえば、いろいろマスコミに宣伝をされておりますところの各政党と地方区あるいは全国区、比例代表区との組み合わせを見てみますと、いわゆる選挙区というんですか、地方区ですね、これで政党、個人名、比例代表にはだれも書かないでもあるいは異党名、異なった党の名前を書いてもよろしい、これは有効だと、こう言っている。あるいは選挙区で無所属、個人名を置いて比例代表のところに政党名を書けば、これは皆さんが無効だと言っている。あるいは選挙区のところ、いわゆるいまの地方区のところを棄権をしておいて、全国区のところ、比例代表区のところはだれかを書けば、これは無効だと、こう言っている。あるいはまた、この仕組みでいきますと、全国区を棄権することできなくなっちゃうんですよ。地方区に書かなきゃならぬ、全国区はそのまま何も書かなければ地方区のものとなされるわけなんだから。こういうふうな仕組みで一体法のもとに平等と言えるのかどうか、有権者は棄権するところの権利もあるわけなんですから。けれども、全国区棄権するとこの権利はないというふうなことになる、とすれば、

ば、一体憲法十四条どうなるか。こういう疑問は、おたくの案を新聞やいろんなもので読ましてもらっても、依然として残るんですよ。ましてや、今度は選挙の具体的な投票、いろんなことで非常な煩瑣が出てくる。それだけに何を無理して一票制というものを何があっても党の方針として決められるのか、そこをばくらとしてはどうも理解できないんですよ。むしろたとえば、毎日とか日経あたりが指摘をしておりますように、いわゆる素直な気持ちの全国区、地方区にそれぞれ投票権を行使するところの二票制の問題で、これらの問題をやらうと言っているなら、それなりに素直に理解できるんですよ。それだから、私も社会党としても、この全国区問題には非常に問題点があると思いついて、皆さん方のこの一票制というものについてどう説明しようとも、憲法上の疑義が残るということが否定できないんです。むしろ、より改善をするという方向の、言われておるところの二票制という問題を前提と踏まえるならば、幾らでも前向きに、それぞれ政党間寄って議論するところの用意は私もあります。しかし、これでもってやれと言ったって、これは無理なんです。しかも、後藤田さんは、これは社会党に有利だ、とんでもないですよ。なるほど地方区のこと、いわゆる選挙区のことを考えないで比例代表だけやれば、算術計算で言えはいわゆる社会党がいまままでの実績から見ると、地方区で一千三百万票もとっておるから、全国区の場合上がるんだという。けれども、そういう仕組みにならぬですよ。いわゆるこのように、さっき言ったようないろんな制限をつけると、どの党も地方区を出さなきゃならなくなっちゃうんです。そうすると与党の方がこれは絶対有利になるんですよ、だれが考えても。言うならば、これはいいのいい衆議院におけるところの小選挙区制と同じなんです、と言われているゆえんはここににあるんですよ。それをあなたの党に有利なんです、と言われている、だれだ、それを納得する人はおらぬですよ。そこに党利党略だと言われているところのゆえんがある。一体それを承知の上でどうして出されるんだらうか、どうもその真意がわからない。あるいは勘ぐってみれば、はあ、なるほど、いま指摘されておるところの地方区の定数は正という問題と絡んで、これを込みにして出して一緒につぶして、われわれは出すつもりだったんだけれども、もうつぶれたんだというふうなやつだ、これだけ自民党さんとうとうとおるんじやないだろうかと、このことをさえ勘ぐりたくなんですよ。だから、その点を私は意見だけ申し上げておきますけれども、もう一回やっぱり議論しておいてもらいたいと思うんですよ。

えんがある。一体それを承知の上でどうして出されるんだらうか、どうもその真意がわからない。あるいは勘ぐってみれば、はあ、なるほど、いま指摘されておるところの地方区の定数は正という問題と絡んで、これを込みにして出して一緒につぶして、われわれは出すつもりだったんだけれども、もうつぶれたんだというふうなやつだ、これだけ自民党さんとうとうとおるんじやないだろうかと、このことをさえ勘ぐりたくなんですよ。だから、その点を私は意見だけ申し上げておきますけれども、もう一回やっぱり議論しておいてもらいたいと思うんですよ。

それで、私の割り当ての時間も少なくなつておりまして、大臣出ておられるので、最後にもう一つ聞きたいことがある。これは大臣に聞かなきゃならぬ問題。これは政治資金規正法の問題です、改正問題。この附則八条は少なくともやはり五年後に見直す、しかもその方向は明確に「政治資金の個人による拠出を一層強化するための方途」という条項が入っている。これはあなたの前任者の石破大臣ともいろいろ議論をしました、ここでいろいろ経過はありましたけれども、最終的にはやはりこれを尊重しながら出すんだという話をされたんですよ。大臣に聞きたいのは、所管庁としてもう五年来ている。一体この問題についてどの程度作業は進んでおるのか、どういう方向でやられておられるのか、そこを大臣からお聞きしたいんですよ。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 政治資金規正法のいまお述べになりました問題点につきましては、背景としてこういう問題があると私は考えております。

一つは、選挙にあるいは政治をやるのに金がかかるという、これは現実の姿でございます。それから各党におきまして、そのよって立つ財政基盤というものがそれぞれ違う、それぞれの基盤がある、あるいはまた、政治資金と選挙制度の関係というものも密接不可分の関係がある。そういういろいろな複雑な背景がありまして、その背景のもとに、政治資金規正法においては、五年たったならば政治資金の個人による拠出を一層強化する方途、あるいは会社、労働組合、その他の団体が拠出す政治資金のあり方、こういうものについて検討をするというところに定められておるわけでございます。したがって、論点は、これは十分考慮すべき問題でありますけれども、背景というものはまた無視できないいろいろな立場があるわけでございます。それを絡めまして、法の定める趣旨についてさらに同意を得るために各党間におかれましては十分なるひとつ議論を尽くされまして、結論を出していただきたい、というものが私の立場でございます。

とに、政治資金規正法においては、五年たったならば政治資金の個人による拠出を一層強化する方途、あるいは会社、労働組合、その他の団体が拠出す政治資金のあり方、こういうものについて検討をするというところに定められておるわけでございます。したがって、論点は、これは十分考慮すべき問題でありますけれども、背景というものはまた無視できないいろいろな立場があるわけでございます。それを絡めまして、法の定める趣旨についてさらに同意を得るために各党間におかれましては十分なるひとつ議論を尽くされまして、結論を出していただきたい、というものが私の立場でございます。

○宮之原貞光君 しきりに背景背景とこうおっしゃる。ところが、二、三日前で、二十一日の新聞の自民党の選挙制度調査会の政治資金・政治倫理小委員会、これの前身を見てみれば、これはいろいろかつこうよく書いてあるけれども、このねらいは、ざっくり言って、いま自民党にとってはお金のこぶになつておるところの企業献金の総量規制の枠を緩めることなんですよ、この真意はどう抗弁されよう。ところが、法律の附則はそうじゃないんですよ。だから、あなたは、これも尊重しなさいけれども、背景を重視をし、党の云々ということになる、残念ながらこれと逆行することになりはしませんか。これはこの間もずっと議論したところの問題ですけれども、これじゃ行政府は困りますよ。あなたがいまお並びのやはい自民党の提案者の代議士さんならいざ知らず、あなたはやっぱり行政府の責任者ですから。それを行政は公平な立場に立つてやりますと、こう書かれたり演説をされる。ところが、いまの話を聞くと、背景を踏まえまして、こうなると、あなたの言われているところのことはきれいごとだけれども、いわゆる企業献金の総量規制の枠を広めると、これを視点にしてやりますという答弁にしかならぬ、意味にしかならぬのですが、そう理解していいですか。だとすると、私は非常に問題だと思ひますよ、これは。

○国務大臣(安孫子藤吉君)　ただいま申しましたとおり、法律の定める趣旨はその二点について特に中心を置いて条文が規定されておるわけでございますが、これについては、やはり背景というものもある、こういう前提に立ってひとつ各党の合意を得られるように御努力を願いたいというのが私の立場でございます。

○宮之原貞光君　時間が参つておりますので、多くは申し上げることはありませんが、これができた背景というのは、これはロッキード事件です。あのロッキードで政治献金という問題が出たことから、三木内閣がぼつんと生まれたんでしよう。三木さんの時代にこれはできた。背景はまさにそのとおりなんです。だから、三木総理は、国会の議事録を拝見いたしましたも、当事、こう言つておるわけですよ。自民党自身が五年後には党の経常費において企業献金を辞退するという決定を行つておりますと、これは自民党の党議ですよ、したがって、今後は企業献金をやめますよと、こう言つておるんです。そういう背景の中からそれは生まれたんですよ。ところが、大臣の言う趣旨というのは、先ほど私が言うように、全く逆になっているんだ。それは政党は政党としていろいろやるのはいいでしょう。けれども、所管大臣が党の方ばかり目を向けられては困りますよ、これは。明記されておるわけなんですから、八条附則は。その趣旨を十分尊重してやるということを明確にしてもらいたい。

○國務大臣(安孫子藤吉君) もちろん、法の定める趣旨に従ひまして問題を前進をさせなければならぬわけでありますから、その論議を尽くしていただきたい。しかし背景にはそういうものもある、こういうことをいま申し上げたわけであります。

○宮之原貞光君 しかしと言うのは、これは附則みたいなものだ。主体はやっぱりこれだということで私は理解したいと思いますが、いいですね。――終わります。

○委員長(鳩山威一郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時から再開することとし、休憩

いたします。

午後零時五分休憩

午後一時三分開会

○委員長(鳩山威一郎君) たいだいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○多田省吾君 前回の十八日の当委員会に引き続きまして、提案者並びに事務当局に質問させていただきます。

初めに、公職選挙法の第百九十九条の二におきまして、公職の候補者等の寄付の禁止を規定しております。すなわち「当該選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をし、してはならない。」ところが、実現には、同じく公職選挙法第二百四十九条の二の二項の罰則におきまして「通常一般の社交の程度を超えて」云々となっておりまして、罰則がないことになっておりますから、花輪、香典その他通常一般社交の名目で寄付が行われて、いわゆるさる法になっていることは提案者も御承知のとおりでございます。また一方、百九十九条の五で、後援団体に関する寄付等の禁止が定めてありますが、これも禁止は一定期間で、それ以外は野放し状態になっております。また、一面におきまして、たとえば参議院全

国区の議員は赤い羽根すら寄付をできない、あるいは福祉団体や教育団体にすら寄付できないと、こういう一般社交の通念を著しく逸脱している姿もございます。こういう法律ですから、私どもも六年前法案に反対したわけでございますけれども、この点につきまして自民党内でかなり時間を割いて検討されたと聞いておりますが、どのような内容であったのか教えていただきたいと思います。

○衆議院議員(片岡清一君) 後補者及び後援団体の寄付禁止の問題でございますが、これもいまだ多田委員からお話ございましたように、ざる法で

しり抜きの規定であるということでございまして、これをもっと強化すべきであると、そして候補者の平素のいかなる名義においても寄付を禁止するということを、本当にいかなる場合においてもの寄付、すなわち、社交上あるいは社会通念上やられるようなものについてはいま罰則規定がないが、これにも罰則を加うるべきだという強い意見がございまして、それらの問題についていろいろ検討いたしました。そして、どういうふうにこれをやれば実行できるような方法が得られるかというところで、いろいろ検討を加えたのでありますけれども、どうもやはりわが国の香典を出すとかあるいは御祝儀を持っていくとかいうとおり、いわゆる社交上必要なものについてまで罰則をかけて

上も適当でないし、それを厳行いたしますと、お互いに相手方をあばき合うというようなことで非常にまずい結果になると、こういうようなことで非難がございまして、そしてやはり社会通念上許されるものについては、できるだけ罰則のない訓示規定式のものにして実行を期していくと、こういうふうにせざるを得ないという結論になって、さらに将来それが何かいい方法によってギャランティーできるならば、やはり将来の問題として検討をしよう、というふうなことになって一応見送りにしたような次第でございます。

また、後援団体の一定期間の寄付禁止についても、あるいは後援会員の人たちをどこか温泉へ案内するとかいろいろの弊害もだんだん出てまいりますので、そういうようなこともひとつ禁止しようじゃないかというようなことで、相当検討をいたしたのでございますが、後援活動というのはこれまた余り窮屈にすると、やはり政治運動を窒息させるというようなことになるおそれもあるというようなことから、さらにひとつ検討をしよう、そしていい結論の出るようにさらに一般の研究をしようというところで見送ったような次第でございます。

○多田省吾君 提案者はちよつと誤解をしておら

れるようですが、わが党としては昭和五十年の選挙法改正には反対の立場でございましたから、この規定に関しましていろいろな矛盾があるということを前回も指摘したわけでございまして、私も買収、供応にわたるような面は罰則を設けて強く規制すべきであると、特に後援会等は目に余るものがございますからね。しかし、赤い羽根とか学校や福祉団体に対する寄付も、訓示規定であろうと認めないというのはおかしいじゃないかと。ですから、この規定に關して矛盾を感じて、自民党さんの中で検討を始めたのかと、こう思つて質問したわけです。しかし、御答弁は残念ながら前回の法案と同じようなお話になつたようで非常に残念でございます。

次に私は先日の委員会でも連座制の強化について質問させていただいたわけでございます。昭和四十二年の第五次選挙制度審議会の答申におきましても、またそれ以来同居の親族については、運動について意思を通じているものとみなすということが国民感情でもあり、今回の改正でも同居してない親族が対象になったのは、意思が通じているという場合は罪になるということで一歩前進であるけれども、同居の親族に対してはこれまでと変わらないのであるから、これは後退じやないかと、このように申し上げます。それは前回質問しておりますから、それに関連しまして百日裁判の促進についてどのような検討をなされましたか。それからもう一つは、公民権の停止期間の延長については、どのように検討されたか教えていただきたい。

○衆議院議員(片岡清一君) いま御意見のよう
に、百日裁判の規定ができておるのでございます
が、事實上これがほとんど守られないでいるとい
うことで、これ何とか担保する方法が、実行され
る方法がないものかということについても検討を
いたしました。中にいろいろな案があり、さらに
これはいま三審制度になっておるのを二審制度に
したらどうか。したがって、国会及びこれに準ず
るような大きな選挙については、最初の地方裁判

議院の場合で決めて、そして皆様方に御参考にしていただく、こういうふうにしたいと思つておる次第でございます。

○多田省吾君　もしそれが政令で定められた場合、現実的に事務段階でどう取り扱うかという問題が起きます。事務担当者にお尋ねしたいんですが、国、都道府県、また市町村の各レベルでの選挙におきまして、各候補者の後援団体は幾つ存在するかの掌握は非常に困難だと思います。したがつて、現場サイドでは非常に混乱が起ることとが予想されますが、当局としてはその実効的運用をどのように考えておりますか。

○政府委員(大林勝臣君)　確かに今回の改正によりまして候補者ごとの後援会と申しますか、特定

の候補者に関する後援団体をすべて解籍して、もういうものに対して十本であるとかあるは二十本であるとかいうことになりますと、証券の交付先をどこにするかといふのかという問題が出てまいります。おっしゃいましたように、執行機関の立場といたしましては、特定の候補者の方々の後援場が幾つあるのかということまで正確には把握いたし切れませんし、個々の後援団体がそれぞれに証券を申請に参られてもまた困りますので、政令の段階では現在のところやはり中心になりますのが候補者でありますから、やはり申請に当たっては候補者を經由して申請をしていただくというこ

とが、恐らく一番いい方法ではないだろうか、候補者を經由するということにおいてチエックができるだろうと、こう考えております。

○多田省吾君 次に、私は前回に続きまして選挙制度、定数、政治資金について若干お尋ねいたします。

選挙制度につきましては、前回御質問いたしましたように、私どもは参議院の選挙制度につきましては全国区の拘束名簿式比例代表制、一票制、二票制を問わす憲法上問題もあり、また衆議院のみに上院に第二院たる参議院の政党化の助長を図り、また無所属にとつて不利であり、また第一党にのみ

極端に有利である。また拘束名簿は政党が名簿を

決めるわけですから、国民が選択できないわけですから、非常に民主的ではないという理由で反対しているわけです。先ほど一票制につきましての反対について官之原委員からも御指摘がございましたが、私もやはり二票制も反対でございます。それは前回申し上げたとおりでございます。

私は定数に関しましては、前回申しましたように、高裁の衆議院においては二以上のアンパランスは違憲であるという画期的な判決も出たわけでございます。ですから、最高裁の判決を見守るという態度ではなくて、速やかに私は国会において定数を是正すべきである、このように考えます。

特に日本におきましては、衆議院の定数すらはつきりした義務規定が選挙法に盛り込まれていないことは、大変問題だと思っております。ですから、イギリスにおきましては選挙区画定委員会が、あるいは議席再配分法がもうすでにできております。また、アメリカにおきましては自動再配分法ができております。事実上偏差一%以内におさまっている。西ドイツにおきましては三分の一の偏差が法定され、しかも運用上は四分の一の偏差で実施しております。選挙区委員会もございまして、ニュージーランドにおきましては選出委員会がございまして、五%以内に法定されております。日本のみが衆議院におきましては一對四・五というようなアンパランスが生じているわけでございます。その定数は正を図ろうとすると、自民党は定数は正は自党にとって不利だという考えなのか、すぐ小選挙区比例代表制、選挙制度を変えようということを言い出されるようでございますが、私はそのような御意見には反対でございます。

また、参議院の地方区におきましても、この前も申し上げましたように、逆転現象だけは直すんだと後藤田さんはおっしゃった。そうして、何と北海道と兵庫と福岡を二名ずつ減少させて、そして神奈川と宮城と岐阜を二名ずつ増加させる

と、こういう案が自民党内において考えられているようでございます。これには私は大変問題があると思っております。たとえば兵庫縣なんかは、定数一人当たりの人口は全国平均七十七万七千五百八十二人と、平均よりもいわず人口がすでに多くなっているわけですよ。それにもかかわらず定員を減らすなんていうのは、党利党略以外の何物でもない、このように思います。配当基數方式で計算しますと二十人増、二十人減という案が出てまいります。そこにはやはり兵庫、福岡の減なんというのは全然出てきません。また、二院クラブが昭和五十一年に提唱されましたように、人口二百万人までの県は二名ずつ割り振って、それ以上は人口比に応じてそれぞれ配分するというようなやり方もございまして。そういう配分をして兵庫、福岡が議員になるなんていうことは出てきません。ですから、本当に人口比による科学的な計算によって出てこないものを、ただ逆転現象だということ、兵庫縣なんかを二名減少させるということは、私はこれは党利党略以外の何物でもない、このように思います。

ですから、私ははっきりと日本におきましても選挙法の中にやはり定数の画定をうたった条文をつくらなければならないと思っております。人口比による。衆議院においては特にですね。参議院地方区においても同じだと思います。ただ、各政党に任しておきますと、このような自民党案のような党利党略案が必ず出てくるわけでございます。私どもは第三者によるいわゆる行政委員会たる定数委員会というものを設けたらどうかと、このように提唱しているわけですよ。この定数問題に対して、提案者は自民党の選挙制度調査会の中においても、指導的な立場にある方でございます。ですから、お考えになっていきたいと思います。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 選挙の制度を考える場合に定数問題、これはきわめて重要な問題であることは仰せのとおりでございます。同時にま

た、従来の裁判所、最高裁判所の判断、それから去年の十二月の高裁の判断、これらもわれわれとしては十分耳を傾けなきゃならぬ面があるということ。私は私どももさように心得ておりますが、ただ基本的にはこの定数問題というのは司法の判断にはなじまない、これは立法府の裁量権の問題であるというふうに私は考えております。それだけに立法府の責任は重い。したがって、定数問題についてはやはり各党間で十分に話し合いを遂げて、私は是正すべき点があれば是正すべきであらう、かように考えているわけでございますが、その際に人口比で考えるという御説でございますが、それにについては私は残念ながら賛成はいたしかねます。人口が重要な要素であることは、これはもちろんでございますけれども、しかしそれだけではありせん。やはり従来からの長い伝統の上に立って行政区域の問題であるとかあるいは産業構造、人口構造、いろいろな複雑な要素が絡み合っている、地理的な条件もございまして。さらには過密過疎の評価の問題、こういったいろいろな点を考えて、そして定数というものはやるべきであらうと。なおまた衆議院と参議院は異なると考え方が。参議院の場合には地域代表という性格がきわめて濃厚である。少なくとも基礎数、各県一名という基礎数は、これはもう衆議院では考えられない。参議院の特質である、私はかように考えるわけでございますので、この点も別個に考えなければならぬまい、かように思います。

それから第三者機関、これはなるほどそのとおりでございます。これはまあ選挙区割り問題であるとか、定数の問題というのは、まさに各政党の消長に関係がいたしますし、同時にそれぞれの議員の方の運命にも直接響くといったような問題でございますから、なかなか国会で自主的にやれといったも大変むずかしいというのが、これまた実情でございます。そこで第三者機関でやるべしという議論も、これは私は一つの考え方だろうと思いますが、いかんせん第三者機関でやりましても、これは立法府に最後にこれは法律改正と

してかかるわけでございますから、なかなかこの機関で決めたところにも動かない。この点は従来から第三者機関として選挙制度審議会が法律によって設けられておりますが、これらの経過を振り返っていただければ御理解が願えるのではないかと、かように考えます。

いずれにいたしましても、きわめて重要な問題でございます。それだけに各党間で十分に話し合いを遂げていく、かように考えるわけでございます。自由民主党の中でもより検討していることは事実でございます。

○多田省吾君 私はいまの後藤田さんの御答弁には全然納得できない。やはり定数問題は司法になじまないとおっしゃいますけれども、憲法に定められた基本的人権、特に投票価値の平等という基本的人権の中で、最も重要な問題がいま侵害されている。それが高裁の違憲判決となつてあらわれたわけ。それがなじまないということになりますと、国民の基本的人権はどうなるのか、こういうことになります。

じゃ立法府で何か考えているかといえますと、やっぱり党利党略案がのさばっております。特に絶対多数を持っている自民党の言うがままになりそうなお気配がある。私はそういう点におきましても、非常に危険性を感じるわけです。また、参議院の地方区は、衆議院と違って人口比とはなじまないような御答弁をなさった。それで最低二名各都道府県に定数として割り振るという問題も当然でございます。しかしながら、その上で昭和二十一年の参議院地方区の定数確定の際の配当基數というものをきっちり計算して、それにのっとって人口比によって参議院地方区の定数を決めたいきさつがあるわけですよ、はつきりとこれは。また、自民党の方の中には、アメリカにおいて各州二名ずつ上院議員を出しているから、日本もそれではないんだという論法も出てくる方もおりますけれども、私は非常にそれはおかしいと思う。アメリカの各州はそれぞれ独立した州憲法がございまして、日本の現状とは全然違います。また、

西ドイツの連邦制なんかとも比較できません。ですから、私は日本におきましては、やはり昭和二十一年に参議院地方区の定数を確定したいきさつもあり、また人口比といういささつも、当然、やはり人口比というものを最重要に考えて、参議院の地方区の定数を定めるべきである。その際、当然最低二名あるいは偶数ということは、これは当然その要素に加えられるわけでございます。その上でやはり人口比というものを最重要に考えて決定するのが、それこそ投票価値の平等という憲法の精神に従うことになるわけでございます。そういう意味で、私はいまの後藤田さんの御答弁には全然納得できないものがございます。

最後に、時間もなくなりましたので、要望を申し上げますと、この前政治資金規正法の問題で、自民党の選挙制度審議会の小委員会が、企業献金の総枠を拡大することをねらっているのではないかと強く御注意申し上げた次第でございますが、いまもそれは変わっておりません。

それからもう一つは、やはり選挙制度におきまして、選挙運動方法の面になりますけれども、立会演説会を廃止するよう話が出ているというところも新聞に報道されたわけでございますが、私も立会演説会を廃止することは反対でございます。その二点につきまして、ひとつ十分野党的意見も尊重されて、良識的に判断なさるように強く希望する次第です。

以上です。

○山中都子君 前回の質疑で、私は主として拡声機の問題について問いたしました。その中で、中心的には後藤田さんが統一見解として衆議院段階で発言をされていらっしゃる、と、実際問題として改正法案の条文とが違わないかというところを伺いました。これにつきましては、大林選挙部長が後ほど提案者とも相談して対処いたしますという趣旨のことをおっしゃいました。

そのことは後で伺いますけれども、その問題に入る前に、私はこの問題を解明する前提として、一体政治活動、選挙中の政治活動をどういう観点

から、公選法の第十四章の三、つまり「政党その他の政治団体等の選挙における政治活動」というところで、二百一条の五以降を規制するということがされているのか。この立法の趣旨、これをちよつと初めに提案者にも伺いをいたしたいと思ひます。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 立法の目的でございますが、総選挙等の選挙期間中における政党等の一定の政治活動を規制することにより、公選法の趣旨は、現行法が選挙運動に多くの規制、制約を加えておる一方、政党等の政治活動に何ら規制を加えないという点になります。選挙運動と紛らわしい政治活動が行われて、そして、選挙運動規制の実を損なうというおそれが出てくるということでございますので、選挙の公正を確保しようと、こういう趣旨でございます。

御案内のように、選挙運動とは何ぞや、政治活動とは何ぞやという、これ基本の問題でなければ、これは必ずしも区別がはっきりしないというようないことがございます。本来言へば、選挙法の中には選挙運動とは何ぞやということをわかつち書かなければ、事前運動とは何ぞやということがわからぬような面もございまして、そこらはこの選挙法について現在までは判例によって選挙運動は何かというようないことを決められておる。それに従つてやつておるということでございますので、いずれにせよ紛らわしい。その紛らわしいことに乗じて政治活動の名のもとに選挙運動らしきものが行われる。これでは公正を害するからひとつここらにははっきりする。本来言へば政治活動といふのは自由であるべきなんです。自由であるべきなんだけれども、選挙運動期間中だけは一定の行為は規制をして、そして一定の行為について確認団体という制度を設けてそれによつてやつていただく。これが私は今日の立法趣旨ではなからうか、かように考えます。

○山中都子君 前回にも私は申し上げましたけれども、日本の公職選挙法が、けさほど来からの議論の中にもありましたが、あれもしてはいけな

これもしてはいけないというところから出ている問題点、とりわけ第十四章の三の政治活動の規制や禁止が、まさに選挙運動と紛らわしいという、そういう口実によつてすでにもう広範囲にさまざまな規制の対象にされているということ自体、重大な憲法違反の内容を持っているものであるという観点に立つております。そこへもつてきて、また、たとえば拡声機の問題を持ち込むことによつて、その規制の範囲を広範に広げることになるというのを私は主張をし指摘をしてきたところであります。

機関紙誌の問題につきましては、私はまた別に後ほどいたしますけれども、いまの後藤田さんの御答弁、つまり選挙運動と紛らわしいものを政治活動の面においても補完的な意味で規制するのだというところが立法の趣旨であるという点は、間違いないところでしょうか。法制局の部長がお見えになっていただきますのでお答えをいただきたいと思ひます。

○衆議院法制局参事(齋藤義道君) ただいま後藤田議員からお答えがございましたそのとおりでございます。十四章の三、これはたしか昭和二十七年に加つた規定であらうかと思ひます。

御案内のように、公職選挙法は選挙の公正あるいは選挙の公明適正を確保するという意味合いにおきまして、選挙運動につきまして、文書図画の頒布でありますとか、あるいは掲示でございますとか、あるいは演説会、演説あるいは連呼行為につきまして各種の規制をしておるわけでございます。しかしながら、ただいま後藤田議員がお答えいたしましたとおり、選挙運動とそれから政治活動、これは選挙法上は一応別個になっております。しかしながら、ある部面におきましては紙一重の問題でございまして、政治活動をそのままにしておきますと、せつかくそういった目的で選挙運動を規制した意義が減殺されるという意味合いにおきまして、特定の政治活動につきまして規制を加えるということにしておるのがこの立法の趣旨である。いま後藤田先生が言われましたとおり

で同じでございます。

○山中都子君 憲法はその前文で国民主権、つまり「主権が国民に存することを宣言し」というくだりがありますけれどもそのことをうたい、国政の権威が国民に由来するということをうたい上げています。

さらに、申し上げるまでもなく、二十一条で基本的な人権として「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」ということをうたつておるわけですが、これは選挙期間中であるとか否にかかわらず厳密に守らなければならぬものである。当然のことだと思ひますが、こういうことをちゃんと認めになつていらつしやるはずですが、尊重するのかがどうかの試金石になるわけですので、提案者と自治大臣の御見解をお伺いいたします。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 私どもは、憲法は忠実に守らなければならぬ、こういうことでございます。現行選挙法はやはり現在の憲法に従つて規定せられておるものと、かように考えるわけでございます。といひますのは、本来政治活動にしろ選挙運動にしろ、私は自由闊達にやるべきが筋だと。ことに選挙についても、選挙が、何といひますか、国民的なお祭りともいひますか、行事といつたような観点で自由闊達に行われることは私は理想であると思ひます。

しかしながら、選挙という実態を考えました場合に、それでは一体公正な国民の意思、それが選挙に反映せられるかどうかという点についてはこれはやはり実現をとらなくては考えなければならぬ。その際に必要なことは公正ということではないのか。したがつて自由と公正の兼ね合いをどこに置くのだということが私は基本であらう。で、一方で自由であるべきでありましても、公正にやることによつて国民の福祉がそれによつて担保せられるということでございます。現憲法にあるいろいろな自由の保障の面と同時に、国民の福祉を守るといふこの二つの要請が憲法にございまして、それに従つて私は現行の選挙法は

できておるものである、かように考えます。
○国務大臣(安孫子藤吉君) たいだいま後藤田さんからお述べになったとおり私もさように考えております。

○山中郁子君 問題は、いまおっしゃった自由だ、公正であるいは公共の福祉だということによって、十四章三ですにそういう隠れみみですわ、隠れてもいらないのですけれども、もう公にひいて例がいっぱい出ているのですから。そういうことで政治活動に対する規制弾圧が行われているというところが問題点で、けさほど来からの議論によっても、拡声機の問題に関してだけ言っても、その問題は結局のところ解決されてないんですよ。というのは、あなた方は従来、適法なもの適法でありますと何回でもそうおっしゃるけれども、それではそのことが法文上にどういうふう保障されているのかと言え、何にも保障がされてないということをいま私は問題にしているんです。だからこそ、選挙期間中であるということによって、政党その他の政治活動を行う団体に活動をいろいろ規制している。これがすでに憲法の理念に反しているのだということを申し上げているわけですから、そういう前提に立ってさらに突っ込んで伺いたします。

政治活動は本来自由であるべきであるということですね。この公選法の逐条解説によっても政治活動に対する規制の範囲は、規制の目的に照らして必要最小限でなければならぬと、こうされているわけですね。この点はどのように考えるか。それと併せて伺います。必要最小限ということですね。

○衆議院議員(後藤田正晴君) どうも議論になるようにしてあれだけでも……

○山中郁子君 簡潔に答弁してください。

○衆議院議員(後藤田正晴君) あなたと私は少し考え方の基本が違うのじゃないかと。私は、現在の選挙法にはいろいろな規制があります、しかしそれは日本という政治の土壌、これを考えた場合に必要やむを得ざる最小限の制約である、かよ

うに考えておるのです。そこがあなたと少し考え方の基本が違うかもしれませんけれども私はさように考えております。

○山中郁子君 私がお伺いしたのは、逐条解説にも言っているように、そういうものは本来自由であるべきである、したがって規制は目的に照らして必要最小限でなければならぬ、こう書いてあるのです。そのことはそれでよろしいかと伺っているんです。

○衆議院議員(後藤田正晴君) それは先ほどお答えしたとおりでございます。

○山中郁子君 この点についてはちよつと自治大臣にも御見解を伺います。つまり、必要最小限でなければならぬと。当然なことだと思ひますけれども、前提に立って。

○国務大臣(安孫子藤吉君) まあそういうことだと思ひます。

○山中郁子君 そうしますと、これちよつと自治大臣にお伺いするのでありますけれども、二月二十一日の予算委員会では党の東中議員がこの問題を取り上げて質問をいたしました。その中身は自治大臣も予算委員会に出席されていらつしやるからお聞きになつていらつしやるはずであります。奥野法務大臣が先般週刊誌などで、次の参議院選挙に当たる八三年には、たとえば憲法改正というううな政策を掲げて国民の判断を受けたいというふうに考えているという趣旨の発言をされたことと関連して、この問題はそれは拡声機を使つて憲法改悪反対ということで国民的な運動になつて多くの方たち、多くの団体が立ち上がるというふうなことも、そうした方々が説明している「政治活動を行う団体」だと認定して、そしてそれは政策の普及宣伝だと認定して、拡声機を使うということになればそれは規制の対象になるのかというのを伺いました。そのときに奥野さんはこうおっしゃつておりました。「いまおっしゃつた政治活動の禁止、私は、政治活動を禁止されてない、禁止されているのは、ただ選挙運動が行われている期間だけは自粛してください」と

いうのが今度の改正の内容じゃないかな、こう思ひます。」「こう言っているのです。つまり選挙運動が行われているから選挙期間中は政治活動が禁止されるのだと、そういう言い方をなすつておられます。この点については、自治大臣はどうお考えですか。奥野さんのおっしゃるとおりなんです。

○政府委員(大林勝臣君) 選挙期間中、政治活動が禁止されるわけのものはございせん。したがういまして、その当時の法務大臣の御発言を私も正確に覚えておりましたけれども、現在は一定の選挙期間中、一定の政治団体以外の者の、しかもなおかつ限定された政治活動が禁止されておると、こういうことでございます。

○山中郁子君 大臣、奥野発言に関して。

○国務大臣(安孫子藤吉君) いま政府委員の答弁したとおりです。

○山中郁子君 自治大臣、もうちよつと責任をもつて答弁してください。

正確に覚えてないとおっしゃるから、いま私この議事録ですから申し上げますね。「いまおっしゃつた政治活動の禁止、私は、政治活動を禁止されてない、禁止されているのは、ただ選挙運動が行われている期間だけ」、こう言つていらつしやるの、奥野さんは、選挙運動の期間は政治活動は禁止されているんだと、されるんだと、そういうことを言つていらつしやるんですよ。そうじゃないんですか。そうでないなら、これは閣内不統一ですね、法務大臣と自治大臣が意見が違ふんだから、ちゃんと統一してもらわなきゃ困るんですよ。けれども。

○国務大臣(安孫子藤吉君) これは奥野法相ともよく真意をただしてみたいと思ひます。

○山中郁子君 自治大臣は、それでは選挙期間中は政治活動が禁止されていないと、こういうことですね。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 全面的には禁止されてないというふうに理解して下さる。

○山中郁子君 それでは、責任ある鈴木内閣として、繰り返して繰り返して鈴木総理大臣が憲法を守る、こういうことをおっしゃつておられるわけですか、奥野さんとよくお話しなすつて、政府としての統一した見解を次の機会に出していただきます。

具体的には必要最小限というところが、何なのかというのが問題になるんですよ。必要最小限というの、どういう行為を指すんですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 現状を踏まえて選挙が公正に行われるための必要最小限と、かようなことだと思ひます。

○山中郁子君 具体的にどういう行為になるんですかというのを伺つておるんです、必要最小限というの。

○衆議院議員(後藤田正晴君) それは、その都度その都度現行法に照らして判断せざるを得ません。

○山中郁子君 だから、それだつたらその都度その都度だからわからないじゃないですか。けさほどから、いままで適法だつたものは大丈夫なのかと言つと、大丈夫だとおっしゃる。だけれども、その都度その都度解釈するんだと、こういうわけでしょう。具体的に基準がなくて、それでその都度その都度解釈すると言つたつて、それじゃどうにだつて恣意的に解釈できるじゃないかということをおし上げておるんです。

これは同じく東中議員の質問に対して大林さんが答弁をされておるんですよ。選挙運動とあわせて紛らわしい部門だけを取り上げて、限定的に現在規制をしておるところであります。と、こういう御答弁なんです。この点はこういうことと趣旨なんですか。

○政府委員(大林勝臣君) この政治活動の規制についての十四章の三以下の条文というのは、先ほど来法制局の方からお話がありましたように、昭和二十七年以来、こういう仕組みができて、その後その都度その都度いろいろな国会論議を経まして現在のような形になつておられるわけですが、その都度その都度の御議論もやはり政治活

動というのは自由であるというたてまえの上に立って、それぞれの経験から選挙運動と紛らわしい行為を、その都度議論をしながら規制をされてきたというふうにわれわれも承知をいたしております。

一つの例を申し上げますと、現在の政治活動の規制につきましては、「政治活動を行う団体」が行う政治活動のうちで、いわゆる政談演説会でありまつか、あるいは街頭政談演説会でありまつか、あるいは立派、看板、ポスター、こういつたもの、あるいは自動車、ビラ、こういつたふうにわたっておりまつか、たとえば個人演説会、選挙運動の方では個人演説会の規制というものがまだあるわけでありまつか、従前は個人演説会の回数制限であったわけでありまつか、現在は立て札、看板の規制というものがある。それから選挙運動の街頭演説についてもそこにとどまるとか、旗が要るとか、いろんな規制があるわけでありまつか。あるいはポスターについても枚数の規制がある。そうなりまつか、その候補者の所属する政治団体というものの政治活動のうちで、こういったものの選挙運動に相当するような政治活動がそのまま自由ということになりまつか、選挙運動の規制というものが非常に意味が薄くなる、こういう議論が前からございまして、その都度こういうものについては特に規制の必要があるという御議論のもとで、最小限度今日まで規制が行われておるところであります。

○山中郁子君 端的に答えてほしいんですよ、あんまり時間がないんです。私はもう十時間必要だと言っているんだけど、なかなか皆さん質問時間認めてくださらないんです。

それで、大林さんはこの前は「選挙運動とわめて紛らわしい部門だけを取り上げて、限定的に現在規制をしておるところであります」と、こゝろ答弁されているわけなんです。それはいいんです。要するに、選挙運動と紛らわしいところ、それが最小限という考え方だと、こう考えていいんです。後藤田さん、どうですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) それはこっちが答えているんだから。

○山中郁子君 あの人、ぐちゃぐちゃ言っているわかんないんです。

○政府委員(大林勝臣君) そのとおりであります。

○山中郁子君 大臣に伺いたいことはまだあるんですけれども、何か別な委員会との関係がございになるようなんです、結構でございます。

そうしますと、問題は勢い選挙運動とは何かということになるんです。選挙運動というのは何かということをはっきりしないままに、選挙運動と紛らわしいと言っていたのはっきりしないんですから。

それと同じく公選法の逐条解説、これによりまつか、「一応公職選挙法上の「選挙運動」を定義すれば、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」と、こういうように定義しているんです。それから「選挙運動は、特定の候補者のためにするものであることを要する。一般的に政治活動その他の政治活動が選挙運動と異なるゆえである」と、こうなっているわけ。こういうことで間違いないですか。つまり特定の候補者と結びつくということですね、これが選挙運動である。

○政府委員(大林勝臣君) そのとおりであります。

○山中郁子君 そうしますと、前回の委員会の審議でいろいろなケースを挙げて確認を求めました。すべてについてあなた方は、そういうものは絶対対象にならないというふうにおっしゃらないわけよ、おっしゃらないんです。おっしゃるなら、またもう一度おっしゃってくださいいいんですけれどもね。私が申し上げました、つまり原水禁大会だとか、母親大会だとか、働く婦人の中央集会だとか、三月八日の国際婦人デーだとか、一〇・二一国際反戦デーだとか、毎年恒常的に行われている年中行事という面も持って行われている、そ

ういうものなんかは、とてもじゃないけれども関係ないでしようねということをお願いしましたら、一歩踏み出ればあり得ると、こうおっしゃったわけ。米価もそうですよ。米価の要求大会なんといったら自民党の議員さん、ずらっと皆さんいらつしやるわけだから、自民党の議員さんだけじゃなくてみんな行くけれども、とにかくそういうものがあつては得るはずがないでしょう、特定の候補者と結びつかないんだから、全然、そういうものが、この公選法上の政治活動に当たらないで、全然考えられませんね、特定の候補者と結びつかないのが選挙運動だから。選挙運動と紛らわしいなんていうことは絶対あり得ないわけですね、実態的に言つて、常識的に言つたつて。そうですね。

○政府委員(大林勝臣君) この選挙運動と紛らわしいというのは、要するにそこに候補者がおられる、それから、その周りでその所属する政党あるいは政治団体の政治活動が行われる。いろいろの態様があるかと思ひますが、所属する候補者でありますから、その政治団体の政治的な主張というものと候補者の政治的な主張というものは、まづほとんどの場合同様の主張が行われるのが通例であります。そういう場合に、候補者の方で特定の選挙運動方法に制限されているのに、政治団体の方で自由に行われるということでは、候補者の選挙運動手段の制限の意味がなくなると、こういうことでもありますから、いまおっしゃいましたような例、これが現実にはその選挙区においてその候補者がどういふことをおっしゃつておられるのかかわりませんけれども、非常に紛らわしい場合が出てこないとは限らないと思ひます。ただ、いままでの御質問では紛らわしい選挙運動を政治活動の規制として取り上げてはおりますけれども、あくまでその主体が「政治活動を行う団体」であるということが前提になっておられるわけでありまつか。

○山中郁子君 もちろんその前提は何回も言わなくてもわかりますよ。だれどその前提「政治活動を行う団体」というのは、それじゃどういふふう

ふうに決めるのかといへば、いつでもどこでも警察が決めるようになっていくわけでしょう。

そこが問題なわけなんです。それで、必要最小限であり、選挙運動と紛らわしいということが、選挙期間中の政治活動の規制や禁止の要件ですね。そうした場合には結局何らかの形で候補者名と結びつくということがなければあり得ないわけでしょう。ならないわけですね。そういうこと以外にはないわけですね。候補者名と結びつくという以外になければ、そのことがなければあり得ないわけですね。そこを私はいま確認求めているんです。

○政府委員(大林勝臣君) もちろん何らかの意味で結びつくということが前提と存じます。

○山中郁子君 そうしたら、後藤田さんにお伺いしたいんですけれども、原水禁大会とか母親大会とかその他もろもろのたくさんの方の行動を私はこの前申し上げました。そういうものが特定の候補者と現実には結びついていくわけじゃないし、そういうことはあり得ないかと断言できるはずですね。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 私が前回、一歩踏み込んだらあきまへんよと、こういうお答えをしたと思ひます。これは、ともかく今回の改正というのは、政党とかあるいは政治活動をする団体とか、何らかの変わったないわけですよ。

そこで、御質問の団体が従来から「政治活動を行う団体」でないんだということになれば、これは問題ありません。それからもう一つは「政治活動を行う団体」だということであっても、それが従来二百一条の五の規定に該当する活動ではないということであれば、これは一向差し支えありませんよということをおっしゃることは一般として申し上げておる。

そのときに、一歩踏み込んで云々というのは、従来からやっておる団体が、従来からやっておる活動ならどうだとおっしゃればそうだけれども、従来からやっておられる団体が従来からやっておる活動のままだと限らぬじゃありませんかと。そこを一歩踏み込んでおやりになれば、この規定に

該当することがありますよと、こういうことをお答えをいたしておるわけでございます。

○山中都子君 その一歩踏み込んでというのが、一つまた問題になってくるわけですよ。そこを明らかにしていただかないと、そのことをはっきりしない、結局無限定になるわけですよ。一歩踏み込むというのは一体どういうことなのか、だれもわからないんですよ。何をしたら一歩踏み込むことになるのかわからないんですよ。わからなくて、それで無限定に対象を広げていく。それで、一歩踏み込んでいくからという判断で「政治活動を行う団体」と認定して、これは政策の普及宣伝であると認定するということになってくるから、だから私はいま申し上げているように、必要最小限で候補者名と結びつくように、必要最小限で候補者名と結びつくように、幾つかいままでたくさん挙げてきた例は、全部そんなことは関係ないとおなた方が断言しなさいならいはい、それをなさらないということは、いままでと変わらないということではないということをおっしゃるを得ないじゃないかと、いうことを言っているんです。

それで、実際問題として今度の場合二百一条の五、特に拡声機の問題、この問題につきましても最小限であり、それからまた、選挙運動と紛らわしいということが要件だということとは変わりないですね。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 私は先般来申し上げておりますし、それから午前中の審議の際にもお答えしたと思うのですが、要は従来から行われておる団体が、従来のような活動をなさっておる限度においては、ちっとも心配がございせんよというのを言っているのです。しかしながら、それと異なった活動をなさって、それが政治活動を行っているということになると違ってくるよと。しかし、その判断はそれじゃ個別個別で具体的にやっているかどうかわからないじゃないか、無限大に広がるじゃないかと、こういう御質問ですね。しかしながら、それは午前中にお答え

したように、今日までの実態を考えていただければおわかりのように、この法律の解釈運用というのは立法の趣旨と、それと事柄が選挙に関連をしておるのだという、この二つの点からきわめて慎重な運営をやっておりまして、したがって、無限大に拡大するとか何とかいうことは、抽象的にはおっしゃれるかもしれないけれども、そんなことは御心配はありますまいと、かように私はお答えをいたしたいと思っております。

○山中都子君 幾らそういうふうにおっしゃったって、法文上そうならないということをおっしゃっているのです。安心しろと言うなら、どういう条文によって安心できるのかということをはっきりしてほしいんです。

その前に、けさからの議論もそうですし、いままでの委員会の審議の中でもそうですけれども、機関紙活動がいろいろ紛らわしいと、しまいに連呼したいになるのか。そういうことをおっしゃって、だから統一見解の中でもあなたの方の主張によれば、実態的には機関紙だけだということをおっしゃっているのね。だけれども、実際問題としてそうなら、なぜそのように条文がなっていないのかということをおっしゃるから伺って、これについては大林さんが提案者と相談して答えてくださるということになっておりますので、そのところを改めて伺いたいと思います。なぜそれでは条文がそうならないのかと。拡声機全体を禁止しているじゃありませんか。機関紙だけというふうになってないのです。

○政府委員(大林勝臣君) 先般の御質問を受けまして、提案者と御相談をいたしました。要するに、先般の衆議院の委員会におきまして提案者から申し上げました意見、見解と申しますのは、今回の拡声機に関する改正に関連をいたしまして、労働組合やあるいは市民団体等の集会が何らか規制されるのではないかと、こういう御議論が衆議院の委員会において問題の中心になっていたので、集会について見解を申し上げたものでございまして、したがって特にその内容を変更する必要

はないというふうを考えておりますけれども、前回の当委員会でも、さらに、しからばデモの場合はどうだというふうな関連の御質問がありましたので、その関係で御相談の上多少敷衍して申し上げますと、選挙期間中の各種団体のデモなどの活動におきまして拡声機の使用につきましては各種団体、いろいろな団体がございまして、それが「政治活動を行う団体」でない場合はもちろん今回全く関係がないことは申すまでもありませんし、仮にそれらの団体が「政治活動を行う団体」であるという前提で考えました場合には、そもそも拡声機の使用のいかんを問いません、いわゆるデモと申しましていろいろな態様があるかと存じますが、通常のデモの場合には政治活動のための連呼行為をする、あるいは集会、あるいは街頭政談演説という態様もありましょう。そういう態様にとりましては現行法によりまして街頭政談演説に関する規制でありますとか、政治活動のための連呼に関する規制でありますとか、そういう規制がすでにあるわけであります、結局は街頭におきまして政策の普及宣伝なり演説の告示のために拡声機を使用いたします場合には、まずすでにごさいます現行法の規制に該当するということと通常と考えられるわけであります。したがって、これもあくまで「政治活動を行う団体」であるという前提でお話をいたしておるわけであります、従来何らの規制も受けずに、適法にデモ等が行われておったというものは、それを行った団体が「政党その他の政治活動を行う団体」ではないから適法であったのか、あるいは仮に「政党その他の政治活動を行う団体」であったとしたとしても、その連呼が政治活動のための連呼行為ではなかったとか、あるいは街頭政談演説等の態様を持つものではなかったから適法に行われたものであろうと、こう考えられるわけであります、こういう活動でございまして、今後規制の対象とはならないことは申すまでもございせん。

また、そのための拡声機の使用も今回の改正によって規制されることにはなるものではありませ

ん。こういうふうに今回の改正につきましては、機関紙の普及宣伝に名をかりたいわけの脱法行為を規制するということが立法趣旨となっておりまして、従来適法に行われておりました集会ないしデモが、新たな規制を受けるというものではございせん、こういうこととございせん。

○山中都子君 それは明らかに違うんですよ。あなたの論理で言う、デモ行進というのは選挙運動で言う連呼だ、こういうふうになるのね。そうですか。いままで「政治活動を行う団体」と認定されて、それが政策の普及宣伝をしているところではひつかからなかったんですよ。今度は拡声機を使うということによってひつかかるんですよ。新たにひつかかる場所が出てくるじゃないですか、それも広範に。広範に出てくるわけですよ。そこそこちとちと埋められてないんですよ。統一見解で申し上げますと、「政談演説会、街頭政談演説に当たらない政策の普及宣伝方法」としては、「機関紙等の販売という形で行われており」と、これはイコールになっているのね。そんなことじゃないんですよ。政談演説だ、街頭政談だ、連呼と新たにおっしゃるから連呼も入れてもいいですけど、そういうものでない活動が無数に行われているんですよ。集会があれば必ずしもデモがあるんですよ。それからまた、たくさん団体がたくさん要求を掲げて、路地裏でハンドマイクを持って不特定多数の人に訴えるという行動が政治活動として当然のこととして行われているの。それが拡声機を使うことによってその範囲が結局今度は無限大に広がっていくんですよ、そうでしょう。これはそうなるわけだから、あなた方がどうしても紛らわしい機関紙の販売活動が問題になっているんだとおっしゃるなら、なぜそのように法案がなっていないのかと、そうでしょう。そこそこちとちと埋められていないのよ。そこは全然埋まりませんよ、あなたの理屈で言ったら、はつきりしていますでしよう。あるいはデモというものは連呼だ、こういうことになるんですよ。

か。街頭で訴えるのはみんな街頭政談だと、こういうことになるんですか。そんな乱暴なことをおっしゃるんですか。片方でそれに縛りをかけようと思えば、それを「政治活動を行う団体」だと認定するかしないかの問題で、それが政策の普及宣伝であると認定するかしないかの問題で、それは内容的には何にも基準がないんですよ。その場その場で判断すると、こういうわけでしょう。だったら幾らだつて判断できるじゃないかと、いままでは当然のことながらできてた行為が、この新たに拡声機を使うというのを禁止することによって、幾らでも対象にして認定できるんですよ。そこを申し上げているの。それが重要な問題なんですよ。

○政府委員(大林勝臣君) つまり、たとえば連呼を一つをとってしましても、あるデモの連呼が政治活動のための連呼でなければ、現在ももちろん規制の対象にはなっていないわけでありまして、したがっていまして、政治活動のための連呼であるかどうかは、その都度その都度の連呼の態様によるわけでありまして。従来デモでいろいろ連呼がございまして、それは適法に行われておるという前提に立ちますれば、それは政治活動のための連呼ではないから、だから少なくとも政策の普及宣伝のためには適法であつたんだと、こういうことになるわけでありまして、そうでありましたら、今度の拡声機の使用も政策の普及宣伝のための拡声機ということになるわけでありまして、そこは連動するわけでありまして、従来連呼がございまして、それは政治活動のための連呼でないというところであれば、今回の拡声機の規制の対象とは当然ならないわけでありまして。

○山中都子君 それじゃまたあなたこの前の答弁と違うんですけれども、私はこの前たくさんさんの団体名を挙げ、たくさんさんの要求事項による訴えを例として出しました。労働組合、民主団体、平和団体、婦人団体、文化団体、学生自治会、青年団体、業者団体、農民団体、医療団体、消費者団体、団地自治会などの自治会、こうしたところが

原水爆禁止や、健康保険法改悪反対、入場税撤廃、徴兵制度反対、憲法改悪反対、有事立法反対、一般消費税反対、男女雇用平等法の制定とか、授業料値上げ反対とか、高校全入だとか、こういうことが署名活動や街頭の訴えあるいはデモ行進、集会などで数多く行われているわけでしょう。こういうものが拡声機を使うということとは全然関係なしに、規制の対象になるなどということとは考えられませんか、それは断言してくだされと申し上げたらあなたは断言できないで、一歩踏み込めばあり得ると、こうおっしゃるわけによつて決めるのかと言え、そのときそのときの判断だというわけでしょう。何にもはっきりしないわけですよ。だから、無限にこれが広がるじゃないかと。こういうことはもちろん現行行われているものは今後とも一切関係ありませんと、関係ないなら関係ないで法文上もちゃんとそういうことを担保として書きなさいやないし、あなた方が答弁だつてはつきり明言しなさいやならないはずなんですよ。関係してくるわけでしょう。だからこそ問題にしているんですよ。

○政府委員(大林勝臣君) 要するに、基本は拡声機の使用の問題、ほかの問題も同じでありますけれども、主体がまず問題であります。つまり、市民団体あるいはその他の団体が政治的な主張を下げていろいろの活動をされるというのではありません。その前提はその団体が「政治活動を行う団体」ということであるかどうかにかかってくるわけでありまして、「政治活動を行う団体」というのは、前回の委員会におきましても申し上げましたように、昭和二十三年以来同じような考え方で解釈をいたしておるわけでありまして。つまり、その「政治活動を行う団体」であるかどうかの認定が、確かにおっしゃる通りに非常にむずかしい要素は含んでおります。「政治活動を行う団体」であるかどうかはその団体のその時点、時点の判断ということになるわけでありまして、その辺から問題が出ておるわけでありまして。したがって、今回の

拡声機に関する規制につきましても、結局は「政治活動を行う団体」として行動をしておるかどうかということにかかってくるわけでありまして。その認定問題は、このむずかしさというのはまた従来と同様でございますけれども、それは何も今回の改正に直接関連をする問題ではないと考えておるわけでありまして。

○山中都子君 直接関係なさにするじゃないですか。いま私が何回も言いました。それじゃ、デモはいままで拡声機を使つても、警察で後で伺いますけれども、連呼行為なんだからなつてなつたはずはないんですよ。それを今度は拡声機を使うことによって、そして片方ではそれを自由に認定できると、しかもその認定の基準というのはさっぱりないわけでしょう、客観的な基準が。具体的に詰めていけば警察が判断するんだと、こういうわけでしょう。

それで実際上は街頭、路地裏宣伝などでは機関紙の普及宣伝という形で行われている選挙運動まがいのものを規制するだけなんだと、繰り返しておっしゃるけれども、そのような法文になつてないというのを私は申し上げておるの。提案理由の説明の中にちゃんとこう書いてあるんですよ。政策の普及宣伝及び演説の告知のための拡声機の使用については、機関紙誌の普及宣伝をする場合を含め」となっている。場合を含むということとは、ほかにもたくさんさんの場合があるわけ、むしろ機関紙誌もそれに入れるんだということ、提案理由の説明で言っているんですよ。つまり、拡声機以外のものがあるということでしょう、この説明から言つたつて、「含め」というからには、ほかのものがあるからその中に含めるといふことでしょう。どうなんですか。

○政府委員(大林勝臣君) デモその他の集会、こういうものが今回の拡声機の使用によつてすぐに二百一条の五以下の規制にひつかかるおそれが出てくると、こういうお話でございますけれども、要するに一般の市民団体なりその他の団体が、仮に政治的な主張をいろいろやっておりますけれども、その政治的な主張をやつたからすぐにその団体が「政治活動を行う団体」ということにはならないんであります。要するに「政治活動を行う団体」にその団体がなつた場合に規制が加はつてくるというものであります。そういう意味では、従来の規制と私ども特に御意見にあるような変わった面が出てくるとは存じないわけでありまして。

○山中都子君 ちょっとこのことに関して一つだけ伺つておきますけれども、それじゃデモのシチュエーションは連呼行為だということですか。それが公選法にひつかかるかひつかからないかは別として、デモのシチュエーションは連呼行為だというふうにあなた方は判断しているんですよ。

○政府委員(大林勝臣君) 二百一条の十三以下の連呼と申しますのは、政治活動のための連呼であります。つまり、政治活動のための連呼というのが法律の用語でございます。したがって、一般の連呼というものはなしに、政治活動のための連呼に当たるかどうかということでありまして。

○山中都子君 デモのいろんな集会、労働組合初めとするこうした民主団体の集会のシチュエーションが、政治活動であるかないかによつて違うんだみたいな、ナンセンスなことば言わないでください。もうさんざん議論してございましょう。一般消費税反対というのはどうなのかといへば、それも政治活動だということが言える、あり得るといふわけでしょう。憲法改悪反対だつてそうだと、こういうわけでしょう。男女雇用平等法の制定はどうかといへば、それだつてそうだと、こういうわけでしょう。なり得ると。それをやつてる団体が「政治活動を行う団体」と認定すれば、それは政策の普及宣伝だと言つておるわけよ、すでに。だから、いまのデモの実態見れば、みんなそういう要求を、労働者や国民の要求を掲げて、政治上に反映してほしいと思うからこそみんな一生懸命やつておるわけでしょう。そういうことが連呼行為なんです。連呼行為としていままでも取り締まっていたはずだと、こうおっしゃるんですか。

警察にお伺いいたしますけれども、私は前回三つの例で申し上げました。過去の選挙期間中の三つの例、二万人からの一般消費税率反対の集会、それから都知事選の最中における婦人労働者の要求実現の集会、そしてまた昨年のダブル選挙の際の米価要求集会ですね、こうしたものが、公安条例に基づいて届け出がされてるわけですから、当然そういうことは公安条例の面からの許可があつて行われているわけで、そんなものがこういうふうな該当するか否かなどという公選法上の点から検討されたことがあるんですか。

○政府委員(中平和水君) お尋ねの集会とかデモにつきましては、警視庁の記録によりまして、東京都公安委員会がそれぞれ集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例に基づく申請を受けて、いずれも許可をいたしております。

これらにつきましては、この記録は警視庁の文書保存規定によりまして一年間でございますので、昭和五十四年三月の都知事選のときの総評のデモでございますか、それから五十四年十月の一般消費税率絶対許さない国民総決起集会ですか、これについては当時の記録はすでになくわけでございますが、当時の関係者等の事情を聞きまして、特に公選法上の措置をとったという話は聞いておりません。

それから、五十五年六月の食糧自給率向上、要求米価実現、全国農協代表大会でございますか、これにつきましても特に公選法上の措置をとったという記録は残っていないと、こういうことになつております。

○山中郁子君 そうでしょう。それはあたりまえなこと、常識ですよ。それを今度、拡声機を使うということで新しい規制の対象になる。そういうことがまさに新しい分野に広がるということじゃないかということをおっしゃっている。いままでそんなことを公選法上の観点から、それが連呼行為に当たるか、あるいは「政治活動を行う団体」の政策の普及宣伝に当たるかなんていうことを考えてたことなんかないわけですよ。それを今

度拡声機を使うことによってそれが該当するかどうかが、その場その場の判断だと、こうおっしゃるわけでしょう。まさに新しい分野に広がるわけじゃないですか。

それで、私は先ほどから申し上げてますけれども、先日米も後藤田さんが、たとえば一歩出ればと、一歩踏み出せばと、こうおっしゃるわけね。そうすると、その一歩の中身というのは一体何なんですか。いままでのこういう集会、いままで公選法上から検討さへもしてない、そういう集会がどういふふうに一歩出ればあり得ると、こうおっしゃるわけですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) それは、これからそういう団体は何をやられるかによつて、そのときにならなければ判断はできません。ここで、そういうものは一切いんですと言つたら、これは必ずまた違ひ一歩踏み出したことをおやりになる。そのときに、答弁のときにはこの団体についてはいじやないかといったことは、これは法の改正の趣旨は失われますから、それはやはりそのときの活動の実態を見なければならぬ、こういうことでしょう。

で、私が先ほど来言つてゐるのは、まあ先生御心配になつてゐるけど、本当にわからない、ぼくは。それはね……

○山中郁子君 とぼけちゃだめよ。

○衆議院議員(後藤田正晴君) とぼけるんじゃない。それは従来から政治団体でない、こう認められておる団体であれば、一般論としてはその団体は一向差し支えないでしよう。それから同時に、政治団体と認められた団体であっても、いままで規制を受けてない団体であるならば、それは心配はありませんと、こう言つてゐるんです。ただし、具体的にそれじゃその団体がいままでと違つたことをおやりになれば、それはそのときのその活動の実態によつて違つてきますから、そこらはその段階で適用を受ける場合もあり得るといふことを言つてゐるんです。しかし、その判断は、立法の趣旨、選挙という実態、これから見て、法の運用に当たる者は慎重の上にも慎重に従来からやつてゐるんですから、そういうあなた方が御心配になるような、先ほど来お伺いしておれば弾圧だの何のおおしやるけれども、そういうようなことが一体ありますかと、いままで。

○山中郁子君 ありますよ、いっぱいあるじゃない。

○衆議院議員(後藤田正晴君) そういうことはありませんと、だから、将来ともそういう弾圧ということはございませんと、だから御心配はなさらないでいいんじゃないかと、こういうふうに申し上げてゐるわけでございます。

○山中郁子君 それじゃあ、安心するための保障を、条文上のどこで安心できるんですか、指摘してください。どこにそういうことが書いてあるんですか、法文に。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 法の解釈運用でございます。

○山中郁子君 ごらんないよ、法律に書いてないでしよう。あなた方何回も安心しろ、安心しろつて言うけれども、安心できることは法文上に書いてないでしよう。ないから解釈運用だつて言うんでしよう。ないんですね、それじゃ。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 別段今回その点改正してありませんからね。

○山中郁子君 改正してないんじゃないの。拡声機が全部の行動にかかるとなつてゐるんです。どこを見れば安心できるんですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) どうも先生の話聞いてると、拡声機が入つたからその実態まで変わつてくるような御議論ですけど、そうじゃなければ、そんな手段で実態が変わるわけはないんです。政治団体と認定するかどうか、政治活動と認定するかどうかは実態によつて判断するんであつて、拡声機で判断するんではございませぬ。

○山中郁子君 じゃ、拡声機は何のために入れたんですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 拡声機を使って選挙まがいのことが従来行われて、それが乱に流れ

てゐるからでございます。

○山中郁子君 じゃ、どうしてそういうふうな法文になつてないんですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) そのようになつてゐるつもりでございます。

○山中郁子君 なつてないでしよう。

○衆議院議員(後藤田正晴君) なつてゐるよ。

○山中郁子君 なつてないですよ。二百一条の五ですうとなつていて、並びに宣伝告知のための自動車及び拡声機の使用となつてゐる。紛らわしいとあなた方がおっしゃる機関紙誌の販売のためというふうなことになるんでないんです。限定されてないんです。だから、この拡声機は全部の行動にかかるとですよ。全部の行動にかかつて、その行動を「政治活動を行う団体」の政策の普及宣伝だと認定するのはその場その場だと、それはもう何の基準も示さないわけでしょう。その場合だと、こうおっしゃるわけ。そうでしょう。だから幾らあなた方が安心しなさい、安心しなさいと言つたつて、法文上安心できるような法文がどこにもないということなんです。あなた方はそれを解釈運用でやると、こう言つてゐるわけでしょう。いまあなた方いみじくもおっしゃつたように、解釈運用でどうにでもなるし、いままでもしてきたのが実態じゃないですか、ということをおしは申し上げてゐるんです。

それで、後藤田さんが二月十八日に衆議院の委員会で安藤議員の質問に対して答弁されてゐるんです。これは「その課題が、現在のような減税問題あるいは増税問題これがやましくなつてゐるときであるならば、それが選挙運動期間中であれば、やはりこの規定に該当せざるを得ない、私はさように解釈を」してゐますと、こう答弁されてゐるんですね。そうすると過去に同じことを言つてゐても、それがそのときの情勢で大きな政治問題になつていたら、それは政策の普及宣伝で「政治活動を行う団体」だといふふうな認定で規制の対象になるといふことを言つてゐるんです。だから、一歩踏み出せばということは、たとえばデモ

のシニプレヒコールが特定の候補者の名前を言うとか、そんなばかげたこと考えられないわけだから、政策のスローガンとか普及宣伝をしているその中身自身が、そのときときによって政治上の重要な課題になればこれの対象になると、こういうふうな中身以外に考えられないんです、あなたがたがおっしゃっている意味が、そうなんです。そのときときによってだから変わるという事です。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 私に先ほど来お答えしておるのは、この拡声機によって政治活動の内容が変わってくるんじゃないかと、それは手段であって、政治活動と認められる団体であるかどうか、あるいはそれが禁じられておる政治活動に当たるのかどうかという事はその中身によるんであって、拡声機によるんじゃないかと、それと私を申し上げておる。

それから衆議院の段階での御質問は、やっぱりそのときそれが各党ともにそういった選挙運動の実態として聞かれておるといったようなときに、そのときに御質問のようなことがあれば、それはやり方の中身によって、不特定多数の人間を集めてどんどんおやりになれば、これは政治活動そのものになりますよと、そういう場合もあり得ると、こういうことを申し上げておる。

○山中郁子君 だから語るに落ちるんですよ。最初から私が確認していったように、政治活動の規制の十四章の三は必要最小限、最小限でしかも選挙運動と紛らわしいということが前提でしょう。選挙運動と紛らわしいというのは、どういうことかといえれば特定の候補者と結びつく、こういうことだとおっしゃいましたね。政策がどんなものか、その争点になっていったって、特定の候補者と結びつくようなことになってあり得ないじゃないですか。それでも結局は対象にするという事でしょ。

○衆議院議員(後藤田正晴君) それは選挙運動そのものになり得るおそれがありますよという事を言っているんです、私は。場合によればならぬ場合もありますよ、そのときの状況によつては。だけれども、あなたこういうことを選挙運動で禁止してあるでしょう、二百一条ですか……

○山中郁子君 政治活動ですね。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 政治活動、それはあなた何を言ってもいいんだという事になったから、この規定生きないじゃないですか。だからこれを生かすためには、それはやっぱりなり得る場合だつてありますよ、しかし、なり得るといふ認定は事柄がこれは選挙法の運用の問題だし、立法の趣旨があまりまじうと、だからその御心配になるような運用というものは從來からないじゃないかと。だから御心配はする必要がないと、こう言っている。あなた心配だ、心配だとおっしゃるが、私は心配じゃない。

○山中郁子君 私だけが言っているんじゃないの。だからこんな大げさに見えてるんじゃないですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) それはあなたの支持者が来ているから。

○山中郁子君 それじゃ、結局必要最小限、候補者名と結びつくという事は全然なくなっちゃうじゃないですか。それでしよ。そのときの情勢で、一般消費税反対もそういう活動の中身になると、政治活動はもとと本来自由だと、当然のことだといふことを繰り返して憲法からいっても私申しましたし、あなたも認められたわね。だけれども、選挙の公正を欠くことがあつてはいけないからといふことで、この十四章の三が設けられたと。それじゃその中身は何なのかといつて詰めていけば、最低限のものでないといけない、最低限のものといふのは選挙運動と紛らわしいものだと、選挙運動と紛らわしいのは候補者名と結びつくものだと、こうなってくるでしょう。そういうふうにおっしゃいましたね。だとすれば、こういう政策をどんなにたくさんの人に言つたつて、それは何も選挙運動と紛らわしくも何ともないじゃないですか、候補者名となんか結びつかないんだから。そういうものもそのときの争点になれば、政策の普及宣伝だと言つてあなた方が取り

結まるといふことをおっしゃっているわけですよ。そこに拡声機を使うという問題が入つてくれば、最初から言つていふように無制限に広がっていくでしょうと、そのことはあなた方はどうしたつて主張していることになるんですよ。そのことをいま私申し上げているの。でなければおかしいつて言うのよ。どうしてもそうでないというなら、何で法文をそういうふうにしてないのか。解釈運用でどうにでもなるようになっていふことの中身は、まさにその問題があるといふことなんです。

ところで、そういうことを、つまり一般消費税がそのときの政治的な大きな課題になつて、そして大ぜいの人々がたくさんの人に物を言うといふことになれば、これこそまさに言論の自由、政治活動ですよ。そういうものを公選法の対象になるとおっしゃっているんですけど、それはやっぱり依然として警察が決めるんですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) それは法の執行に当たる機関が決めるわけでございます。

○山中郁子君 やっぱ警察が決めるという事です。そうすると国民は自分がしようとしていふこと、つまり自分がある団体に所属して、そして一般消費税導入に断固反対といふことで集会に行く、デモ行進をする、街頭で宣伝に立つ、そういうことが法律に違反することになるかどうか、わからないわけですね、そのときの警察の判断で。わからないんです。どうすればいいんですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 警察がどういふように判断するかは局長が来ておりますからお答えしてもらいますが、私は先ほどから言つていふように、事柄が選挙とありまじうと、立法の趣旨があるじゃありませんかと、したがつて、慎重の上にも慎重に今日まで運営しておるのですと、今回拡声機が入つたからといって、それが拡張して運用されるはずはありませんといふことを私は申し上げておるんです。あなたとはどうも考え方の基本が違ふようですから、幾ら言つてもか

み合いませんけれどもね。

○山中郁子君 あなたがごまかしているからなのよ、ちゃんとまともに答えてないからよ。

○衆議院議員(後藤田正晴君) かみ合はねが、私は立法の提案者として皆さん方が御心配になつていふようなことはありませんよと言つていふ。しかしながら、さればといつて法の旨点をくぐつて脱法行為をおやりになるといふことであるならばそれは御遠慮願ひたいですよ、こういうことでございます。

○山中郁子君 私の質問に答えてくださいよ。国民は自分の行動が法律に違反するのかわからないのか、自分がかかわらないですと云つていふのよ。自分が一般消費税反対で、自分の所属している団体、婦人団体にしろ青年団体にしろ、その行動で参加をすることが、事前にこれは公選法に違反するといつてやられるかもしれないとわかんないでしょう。どうすればいいんですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) それは前回山中さんから御質問がございました。それは主催する団体が、そういう一般の何もしらない人に迷惑をかけるようなことにならぬようにするのが団体の人の、主催者の責任じゃありませんか。

○委員長(鳩山威一郎君) 傍聴席、静かにしてください。

○山中郁子君 主催者だつてわからないじゃないですか。主催者はどうやつて判断するんですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) わからなければこれは選挙管理委員会もあれば警察当局もありまして、それは十分打ち合わせをしていただければいいんじゃないですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) この日本の開かれた社会が、何が警察国家ですか、何が弾圧ですか、そんなことちっともやっていないでしよう。私はあなたの御質問がよくわからない。

○山中都子君 だから、聞かなくていいからいいじゃない。わからないような状態になっている法律なんて一体あるんですか。これで、たとえば罰則で三十万以下の罰金と、こうなっているわけですね。刑法の場合を調べてみますと、過失致死で二十万以下の罰金なんです。国民の政治活動、本来憲法で重大な基本的人権として認められ、守られなければならないと、選挙期間中も例外ではないと、こういうことがはつきりしている問題について、刑法でいう過失致死の場合よりもさらに重い罰則がついているような、しかも国民は、主権者だってそうですよ、わからないわけだから。そういうような法律なんていうのは本来あり得ないですよ、近代社会において、近代国家において。罪刑法定主義を持ち出すまでもない私先日も申し上げましたけれども、そういうことでしよう。

また、現に実際問題としてそういうふうにしてあなたが警察に相談しろとか、事前検閲の問題になつてくるじゃないですか。憲法二十一条の二項で「検閲は、これをしてはならない」とこうなっている。理念の問題私言ってますよ。当然そういうことから、実質的に事前に警察にお伺いを立てなければ行動ができないみたいなそういう中身は、また検閲の問題から言つたって憲法に違反する重大な問題ですよ。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 主権者の方でこれは心配ないというような活動をなさる予定であれば、これはもうはつきりしていますね。しかしながら、活動の内容がいかによっては、場合によれば、選挙運動期間中であればこれは公選法違反になるおそれがあるなあと、しかし、自分としても自信がないということであれば、当然それは法の執行機関に御相談になるのがあたりまえなんです、そんな法律これ初めてじゃないかとおっしゃいますが、そんなことはありませんよ。税理士なんて

いう商売だつて成り立っているんですよ。税法とというのは大変な国民の義務ですね。だけれども、やっぱり中身はわかりませんよ、これは。物によつてはやっぱりそれぞれの立場立場の人に聞いてやらなければわからない法律だつてあるじゃないやしませんかと。あなたの先ほどの御質問は一般の人がわからぬじゃないかと、そのわからぬものを罰するのと、こうおっしゃるから、そうじゃないじゃないやしませんかと。それならば、その主権している主権者側が、自分がこれからやらんとする活動の内容について公選法の疑いがあるかなあと、これは選挙運動期間中のことですから。ならば、選挙運動を主管しておる選挙管理委員会なり、あるいは取り締まり当局なりにこういう活動だこれは心配あります、公選法に違反しますかどうかというのを聞くぐらいはあつて私はしかるべきであるかと、かように思います。

○委員長(鳩山威一郎君) 山中君、時間ですから。要するに、警察にお伺い立てなきや、法に違反しないことを努めている善良な国民は何もできないということになるんですよ。要するに、選挙期間中は政治活動やらないのが一番安全だと、こういうことになつてくるわけ。それで符節が合うんですよ。さつき奥野さんがおっしゃつたでしよう、選挙期間中は遠慮してくださいと、こういうことだと。選挙期間中は禁止だと、こう言っているわけ。奥野さんのはまた、自治大臣に聞きますけれども、あなた自身も言っているんですよ。これは連合通信の記者に対するインタビューで、「規制するといふとすぐ大騒ぎするが、要は、政治的な活動をしなければ規制や取り締まりの対象にならぬのだよ」と、こうおっしゃっているわけね。それから、これもやはり安藤さんの質問に対して、千代田区の一消費税反対の区民集会のことと問題になつたときに、「しかし、そこに政治目的を持ってやつておつたということになると、それはあきまへんよ」と、こう言っているわけね。つまり、政治活動はだめだということになる

わけなのよ、あなたの方の論法から言つと。これは明らかに、最初から申し上げていきますように、憲法に違反し、十四章の三の立法の趣旨からも大きく逸脱している、そういう内容になっている。しかも、それが拉声機という問題で無限定に広がっていくという、そういう内容であるということが一層明らかにならざるを得ないんですよ、いまいるお話を聞いていくと。引き続き次の機会にこの点については追及をいたします。

○委員長(鳩山威一郎君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時四十一分散会

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、公職選挙法の改悪反対に関する請願(第一〇三六号)(第一〇三七号)(第一〇三八号)(第一〇三九号)(第一〇四〇号)(第一〇四一号)(第一〇四二号)(第一〇四三号)(第一〇四四号)(第一〇四五号)(第一〇四六号)(第一〇四七号)(第一〇四八号)(第一〇四九号)(第一〇五〇号)(第一〇五一号)(第一〇五二号)(第一〇五三号)(第一〇五四号)(第一〇五五号)(第一〇五六号)(第一〇五七号)(第一〇五八号)(第一〇五九号)(第一〇六〇号)(第一〇六一号)(第一〇六二号)(第一〇六三号)(第一〇六四号)(第一〇六五号)(第一〇六六号)(第一〇六七号)(第一〇六八号)(第一〇六九号)(第一〇七〇号)(第一〇七一号)(第一〇七二号)(第一〇七三号)(第一〇七四号)(第一〇七五号)(第一〇七六号)(第一〇七七号)(第一〇七八号)(第一〇七九号)(第一〇八〇号)(第一〇八一号)(第一〇八二号)(第一〇八三号)(第一〇八四号)(第一〇八五号)(第一〇八六号)(第一〇八七号)(第一〇八八号)(第一〇八九号)(第一〇九〇号)(第一〇九一号)(第一〇九二号)(第一〇九三号)(第一〇九四号)(第一〇九五号)(第一〇九六号)(第一〇九七号)(第一〇九八号)(第一〇九九号)(第一一〇〇号)(第一一〇一号)(第一一〇二号)(第一一〇三号)(第一一〇四号)(第一一〇五号)(第一一〇六号)(第一一〇七号)(第一一〇八号)(第一一〇九号)(第一一一〇号)(第一一一一号)(第一一一二号)(第一一一三号)

第一〇三六号 昭和五十六年三月七日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府岸和田市並松町九ノ一八 柳沢淑子外十五名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一〇三七号 昭和五十六年三月七日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府堺市原田三四七 梶清徳美 外十四名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一〇三八号 昭和五十六年三月七日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 奈良県生駒郡平群町西宮三三九ノ四五八 小松武司外十五名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一〇三九号 昭和五十六年三月七日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 兵庫県川西市大和東四ノ二ノ一一 三宮愛子外十四名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一〇四〇号 昭和五十六年三月七日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府羽曳野市高鷺四ノ九ノ一ノ四二〇 舊池秀夫外十二名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一〇四一号 昭和五十六年三月七日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪市天王寺区上本町九ノ二三 丸山純子外十二名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一〇四二号 昭和五十六年三月七日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府大東市北新町二一三ノ一〇
藤岡邦彦外十五名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一〇四三号 昭和五十六年三月七日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府豊中市豊南町西三ノ一七ノ
九 北條徳雄外十七名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一〇四四号 昭和五十六年三月七日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府守口市桃町一九ノ一六三
宅吉造外十八名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一〇四五号 昭和五十六年三月七日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 兵庫県芦屋市川西町四ノ一 石田
孝一外十四名

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一〇四六号 昭和五十六年三月七日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府高石市東羽衣三ノ一五ノ四
一 森令子外十二名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一〇四七号 昭和五十六年三月七日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府堺市草部八四六 北下武治
外十四名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一〇四九号 昭和五十六年三月九日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市池田三ノ一ノ五
二 相根修外十名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一一〇号 昭和五十六年三月九日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府大東市寺川五ノ一八ノ四
一 西田恵美外十六名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一一一号 昭和五十六年三月九日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市井町三七ノ二
谷本久美外十五名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一一二号 昭和五十六年三月九日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府住吉区苅田三ノ六ノ二五
川口徹外十六名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一一三号 昭和五十六年三月九日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府都島区東野田町一ノ一四ノ
八 長尾隆子外十三名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一一四号 昭和五十六年三月九日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府大正区千島一ノ二三ノ一三
七 阪本百合外十六名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一一五号 昭和五十六年三月九日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市三井が丘一ノ一
二 倉田貴代子外十八名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一一六号 昭和五十六年三月九日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府枚方市長尾西町三ノ三ノ一
一 久保克三外十七名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一一七号 昭和五十六年三月九日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市葛原一ノ一七ノ
三 楠紘子外十名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一一八号 昭和五十六年三月九日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市昭栄町一四ノ一
二 樫原由利子外十二名

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一一九号 昭和五十六年三月九日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市三村新田三六ノ四
東風光一外十五名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一二〇号 昭和五十六年三月九日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市太秦六二六ノ一
一 石川玲子外十四名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一二五号 昭和五十六年三月十日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府枚方市藤田町九ノ一〇 石
丸加子外十二名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一二六号 昭和五十六年三月十日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府堺市家原寺町二ノ三ノ二
七 川上讓外十三名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一二七号 昭和五十六年三月十日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市三井が丘一ノ一
二 山園正文外十二名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一二八号 昭和五十六年三月十日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府八尾市柏村三六ノ四三 松
岡良春外十六名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一五九号 昭和五十六年三月十日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市国守町三三四
南部春彦外十四名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一六〇号 昭和五十六年三月十日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府高槻市日吉台四ノ一二ノ五
一 高槻徹外十九名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一六一号 昭和五十六年三月十日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府八尾市八尾木五ノ三三
木淑子外十五名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一六二号 昭和五十六年三月十日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府八尾市八尾木東三ノ三八ノ
二四六 沢田雅樹外十一名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一六三号 昭和五十六年三月十日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府池田市満寿美町八ノ三〇
梅北富美子外十四名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一六四号 昭和五十六年三月十日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪市鶴見区今津中一ノ六ノ一
二 丸山公子外十一名

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一六五号 昭和五十六年三月十日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府枚方市中宮西之町三ノ三
二 畑中光雄外十五名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一六六号 昭和五十六年三月十日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府和泉市緑ヶ丘三三ノ三
森 田等外十三名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一一四五号 昭和五十六年三月十一日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府八尾市八尾木五ノ三三ノ
一、五一 浜名猛外十六名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一二四六号 昭和五十六年三月十一日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府八尾市恩智五一八 足立尚
外十三名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一二四七号 昭和五十六年三月十一日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市昆陽六ノ七五 西村
誠俊外十六名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一二四八号 昭和五十六年三月十一日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府阿倍野区阿倍野元町一五ノ
三 荒川マサノ外十三名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一二四九号 昭和五十六年三月十一日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府豊中市曾根東町四ノ一ノ
六 工藤幸男外十五名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一二五〇号 昭和五十六年三月十一日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府枚方市禁野本町二ノ一一ノ
八四四 川口渡外十一名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一二五一号 昭和五十六年三月十一日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府堺市日置庄原寺町一八五ノ
二四 相馬仁外十六名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一二五二号 昭和五十六年三月十一日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市成田東が丘 鈴木
博夫外十六名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一二五三号 昭和五十六年三月十一日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府堺市津久野町二ノ二九
原田嘉代子外十五名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一二五四号 昭和五十六年三月十一日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府富田林市谷川町二ノ二二
浅野隆弘外十三名

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一二五五号 昭和五十六年三月十一日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府豊中市庄内栄町四ノ一ノ
五 松田美子外十一名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一二五六号 昭和五十六年三月十一日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府堺市柳之町西二ノ二ノ二
四 田中昇外七名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一三〇二号 昭和五十六年三月十二日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府西成区梅南三ノ四ノ五 富
岡友子外二十名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一三〇三号 昭和五十六年三月十二日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願
請願者 大阪府大正区三軒家東五ノ四ノ二
〇 梶原浩二外二百六十四名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一三〇四号 昭和五十六年三月十二日受理
公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 大阪府堺市新金岡町二ノ五ノ七ノ

四〇七 穴戸理麿外十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一三〇五号 昭和五十六年三月十二日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 大阪府東大阪市大蓮南二ノ一八ノ

一八 高山正造外二十一名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一三〇六号 昭和五十六年三月十二日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 大阪府松原市東新町二ノ一ノ二

五 具志堅麻利外十六名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一三〇七号 昭和五十六年三月十二日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 大阪府富田林市西板持六三三 小

池光夫外十五名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一三〇八号 昭和五十六年三月十二日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 大阪府八尾市山本町南六ノ二ノ

四 二葉潤一外十四名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一三〇九号 昭和五十六年三月十二日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 大阪府堺市津久野町一ノ三七 藤

原仁外二十五名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一三一〇号 昭和五十六年三月十二日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 大阪府枚方市釈尊寺町二五ノ四一

ノ三〇六 城山芳郎外十八名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一三一一号 昭和五十六年三月十二日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 大阪府西区安治川二ノ四ノ一 熊

谷知子外十九名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一三一二号 昭和五十六年三月十二日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 大阪府茨木市総持寺一ノ二ノ一

二 岩井英雄外十四名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

第一三二三号 昭和五十六年三月十二日受理

公職選挙法の改悪反対に関する請願

請願者 大阪府枚方市御殿山南町四ノ四、

二三二 池田善信外十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第六六一号と同じである。

昭和五十六年四月九日印刷

昭和五十六年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K